

南三陸町

第4期 障害者計画
第7期 障害福祉計画
第3期 障害児福祉計画



令和6年3月
南三陸町

● ● 目 次 ● ●

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置付け・計画期間	2
第3節 策定体制	4
第4節 障害者施策をめぐる動き	5
第2章 障害のある人を取り巻く環境	7
第1節 南三陸町の現況	7
第2節 障害者（児）数の推移	9
第3節 障害のある人の生活実態と支援ニーズ	16
第3章 計画の基本的な考え方	23
第1節 基本理念	23
第2節 計画を推進するための方向性（基本的視点）	24
第3節 基本方針	25
第4節 施策体系	27
第4章 第4期障害者計画	29
基本方針1 障害者の暮らしを守る	29
1-1 地域生活を支える事業と地域活動の充実	29
1-2 情報提供、相談支援体制の充実	31
1-3 誰もが暮らしやすい住環境の整備	33
1-4 保健事業、医療サービスの充実	35
1-5 地域安全対策の推進	37
基本方針2 障害者の成長と活動を支える	39
2-1 病気や障害の理解促進、人権尊重の推進	39
2-2 障害児の成長を支える保育・教育の充実	42
2-3 障害者の自己実現を応援する環境づくり	44
第5章 第7期障害福祉計画	47
第1節 障害福祉計画について	47
第2節 第7期計画における成果目標の設定	50
第3節 障害福祉サービスの見込み量及び確保の方策	56
1 訪問系サービス（1か月当たりの利用見込み）	57
2 日中活動系サービス（1か月当たりの利用見込み）	59
3 施設系サービスの見込み量	63
4 居住支援系サービスの見込み量	64
5 訓練系・就労系サービスの見込み量	66
6 相談支援の見込み量	73

第4節 地域生活支援事業サービスの見込み量	75
1 地域生活支援事業の概要	75
2 地域生活支援事業の見込み量の設定と確保方策	76
3 実施に関する考え方・見込み量確保の方策等	77
第6章 第3期障害児福祉計画	79
第1節 障害児福祉計画について	79
第2節 第3期計画における成果目標の設定	80
第3節 障害児福祉サービスの見込み量及び確保の方策	82
1 障害児通所支援の見込み量	82
2 障害児相談支援の見込み量	86
第7章 計画の推進	87
第1節 計画の推進体制	87
1 円滑なサービス提供体制の確立	87
2 切れ目のない支援体制の構築	88
第2節 計画の進行管理	89
1 点検及び評価体制	89
資料　　料　　編	91
資料1 策定経過	91
資料2 策定協議組織	93
資料3 用語解説	99

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

平成25年4月1日に「障害者総合支援法」が施行されてから10年が経過し、この間に障害のある人が自ら望む地域生活を営むために、日中活動の場や生活の場、就労等、様々な取り組みが進展してきました。しかし、障害への理解や差別の解消、親亡き後の不安など、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていく行動を妨げる、様々な要因が存在しています。

国の新たな第5次障害者基本計画をはじめ、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定においても「共に生きる地域づくり」（＝地域共生社会）の視点が求められており、障害のある人の生活の質を高め、生涯を安心して暮らせる福祉のまちを実現するために、様々な垣根（社会的障壁）を越えて社会全体で取り組む必要があります。

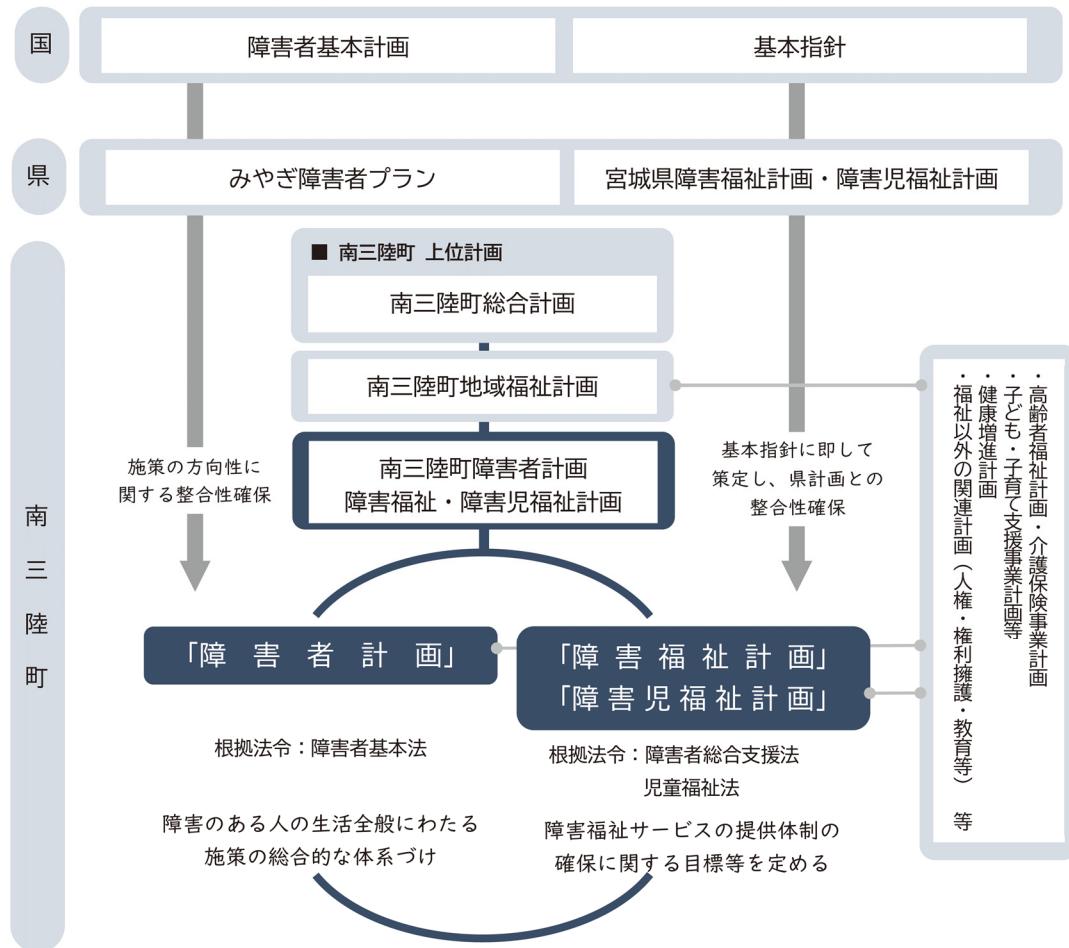
障害者計画及び第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画が令和5年度で計画期間の終了を迎えるため、新たな「南三陸町障害者計画」、「第7期南三陸町障害福祉計画」、「第3期南三陸町障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供体制の確保や障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、業務の円滑な実施を目指します。

第2節 計画の位置付け・計画期間

1 計画の位置付け

本計画の位置付けは次のとおりであり、「障害者計画」、「障害福祉計画」「障害児福祉計画」から構成されます。

図表 計画の位置付け

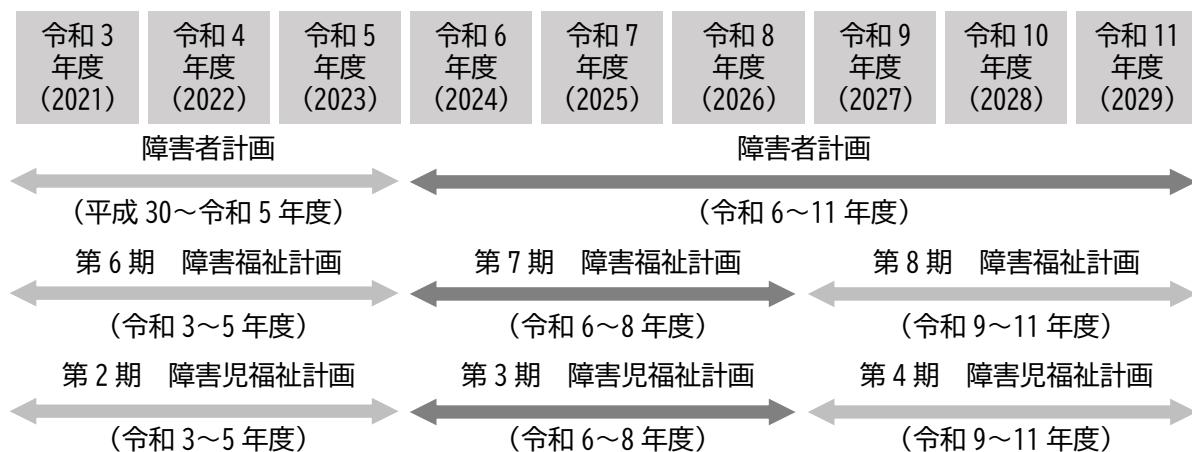


- 障害者計画（障害者基本法 第11条 第3項）
 - ⇒ 主に障害者施策の基本理念と施策の方向性を定めます。
- 障害福祉計画（障害者総合支援法 第88条 第1項）
 - ⇒ 主に数値目標と障害福祉サービスなどの見込み量を定めます。
- 障害児福祉計画（児童福祉法 第33条の20 第1項）
 - ⇒ 主に数値目標と障害児福祉サービスなどの見込み量を定めます。
- その他
 - ⇒ 計画の策定にあたっては、上位計画である「南三陸町総合計画」や「南三陸町地域福祉計画」及びその各分野別計画と整合性を図るものとします。

2 計画期間

「第3次障害者計画」については令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期障害福祉計画」・「第3期障害児福祉計画」については令和6年度～令和8年度の3年間とします。

図表 計画期間



3 障害者の範囲

本計画における障害者の範囲は、障害者基本法の規定に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能に障害があるため、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、または社会生活に相当な制限を受ける人を対象とします。

また、高次脳機能障害や強度行動障害、難病等により同様な状態にある人も対象とします。

なお、共生社会の実現のため、障害のある人もない人も、互いに支え合い、「共に生きる地域づくり」（共生社会）の実現に向けて、すべての住民、すべての関係者が対象となる施策・事業も含まれます。

第3節 策定体制

1 アンケート調査による障害者の意向把握

本計画策定の基礎資料として、障害者（身体障害・知的障害・精神障害者（児）等）を対象に「病気や障害のある方への支援暮らしやすいまちづくりのためのアンケート調査」（以下、「アンケート調査」とします。）を実施しました。

《調査概要》

- 調査対象：南三陸町内にお住まいの身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害・難病患者等の方
- 抽出方法：調査対象より800名を無作為抽出
- 調査期間：令和5年1月
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配付・回収：

配付数	回収数	未回収票数	回収率
800票	325票	475票	40.6%

2 南三陸町障害者自立支援協議会及び保健福祉総合審議会による審議

（1）南三陸町障害者自立支援協議会の開催

南三陸町保健福祉総合審議会からの付託により、障害者の地域生活を支える体制整備を目的とする南三陸町障害者自立支援協議会において、障害福祉計画、障害児福祉計画の目標達成状況や障害福祉サービスの提供状況を確認し、供給量の確保及び質の向上のための検討を行うほか、町の現状を踏まえた障害者計画内容を慎重に協議のうえ、南三陸町保健福祉総合審議会に提案します。

（2）南三陸町保健福祉総合審議会の開催

本計画の策定は、住民、福祉団体の代表者、学識経験者、公共的団体の代表者等で構成する南三陸町保健福祉総合審議会において、計4回、審議を行いました。

3 パブリックコメントの実施

南三陸町障害者自立支援協議会及び保健福祉総合審議会において検討された本計画案について、意見や要望等を収集する機会としてパブリックコメントを実施し、意見等を募りました。

第4節 障害者施策をめぐる動き

平成30年3月の「第3期障害者計画」の策定以降、国においても、障害者の積極的な社会参画に向けた整備が進められるなど、「共に生きる地域づくり」（共生社会）の視点から、障害のある人の生活の質を高め、生涯を安心して暮らせる福祉のまちを実現するために、様々な社会的障壁を越えて社会全体で取り組む方向性が示されました。

さらに、「誰一人取り残さない」をスローガンに2030年までに全世界で達成を目指すSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けて取り組む必要があります。

1 国等の障害のある人に関する法律や制度の動向

障害のある人に関する法律や制度は、その充実とともに、めまぐるしく変化しており、計画策定においては、以下の法改正等がその計画内容に大きく影響します。

主な動きは次のとおりです。

図表 国等の障害のある人に関する法律や制度の動向

年	国	宮城県	南三陸町	第1期障害福祉計画	第2期障害福祉計画	第3期障害福祉計画	第4期
平成18年度 (2006)	・障害者自立支援法の施行 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	みやぎ障害者プラン		第一期障害者計画			
平成19年度 (2007)	・障害者権利条約署名						
平成20年度 (2008)	・児童福祉法の改正						
平成21年度 (2009)							
平成22年度 (2010)							
平成23年度 (2011)	・障害者基本法の一部を改正する法律の施行						
平成24年度 (2012)	・障害者虐待防止法の施行 ・改正児童福祉法の施行	みやぎ障害者プラン		第一期障害者計画			
平成25年度 (2013)	・障害者総合支援法の施行 ・障害者優先調達推進法の施行 ・成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行	みやぎ障害者プラン		第二期障害者計画			
平成26年度 (2014)	・障害者権利条約の批准	みやぎ障害者プラン		第二期障害者計画			
平成27年度 (2015)	・難病の患者に対する医療等に関する法律の施行						第4期

年	国	宮城県	南三陸町	
平成28年度 (2016)	・改正障害者雇用促進法施行 ・改正発達障害者支援法施行 ・成年後見制度の利用の促進に関する法律施行 ・障害者差別解消法施行	障害者基本計画 (第3次)	みやぎ障害者プラン 第2期障害者計画	第4期障害福祉計画
平成29年度 (2017)				
平成30年度 (2018)	・改正障害者総合支援法一部施行 ・改正児童福祉法一部施行			第5期障害児福祉計画
令和元年度 (2019)	・障害者活躍推進計画策定 ・障害者文化芸術推進計画策定			第1期障害児福祉計画
令和2年度 (2020)				第3期障害者計画
令和3年度 (2021)	・改正障害者雇用促進法施行 ・医療的ケア児支援法施行		みやぎ障害者プラン	第2期障害児福祉計画
令和4年度 (2022)	・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行			第6期障害児福祉計画
令和5年度 (2023)		障害者基本計画 (第5次)		第2期障害児福祉計画

2 SDGsによる「誰一人取り残さない」取り組みの推進

SDGs（持続可能な開発目標）では、持続可能な社会の実現に向けて、「誰一人取り残さない」ことを目指しており、障害者も取り残されてはならない存在です。

そのため、あらゆる人が排除されることを意味する「インクルーシブ」の視点を持ち、誰もが自立して安全安心な社会を実現していくために、障害者施策の推進にあたっても各分野で取り組んでいくことが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 障害のある人を取り巻く環境

第2章 障害のある人を取り巻く環境

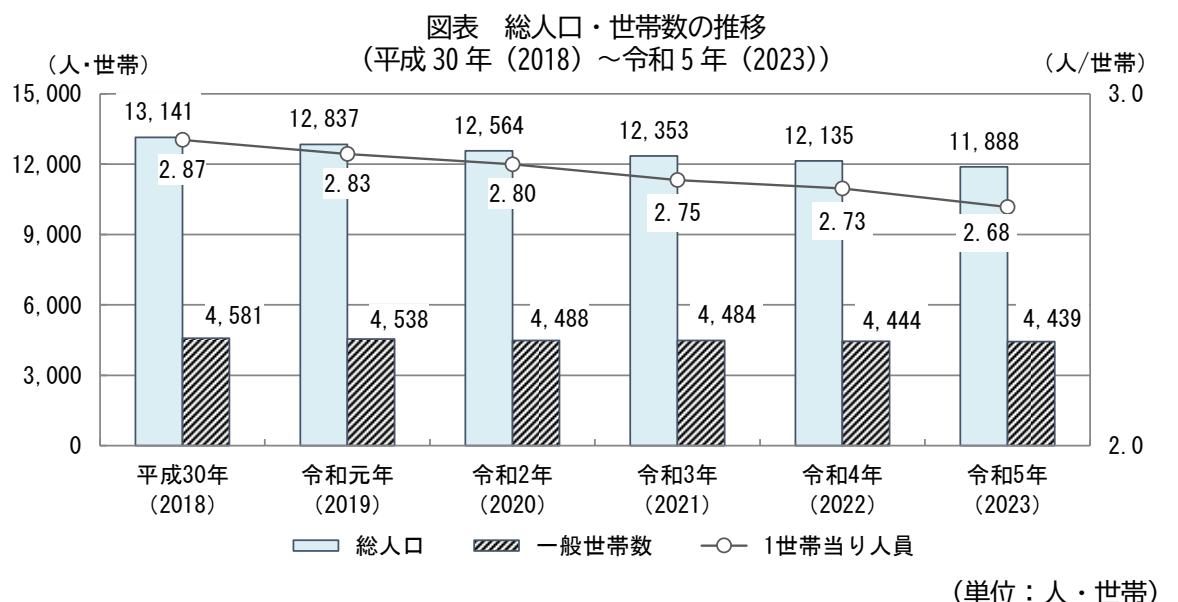
第1節 南三陸町の現況

1 人口・世帯数の推移

(1) 総人口・世帯数

平成 30 年（2018）以降の住民基本台帳における本町の総人口の推移は減少傾向にあり、平成 30 年（2018）の 13,141 人に対して令和 5 年（2023）では約 10% 減の 11,888 人となっています。

一般世帯数や 1 世帯あたり人員についても減少傾向にあり、令和 5 年（2023）では一般世帯数が 4,439 世帯、1 世帯あたり人員が 2.68 人となっています。



(単位：人・世帯)

区分	平成 30 年（2018）	令和元年（2019）	令和 2 年（2020）	令和 3 年（2021）	令和 4 年（2022）	令和 5 年（2023）
総人口	13,141	12,837	12,564	12,353	12,135	11,888
一般世帯数	4,581	4,538	4,488	4,484	4,444	4,439
1 世帯あたり人員	2.87	2.83	2.80	2.75	2.73	2.68

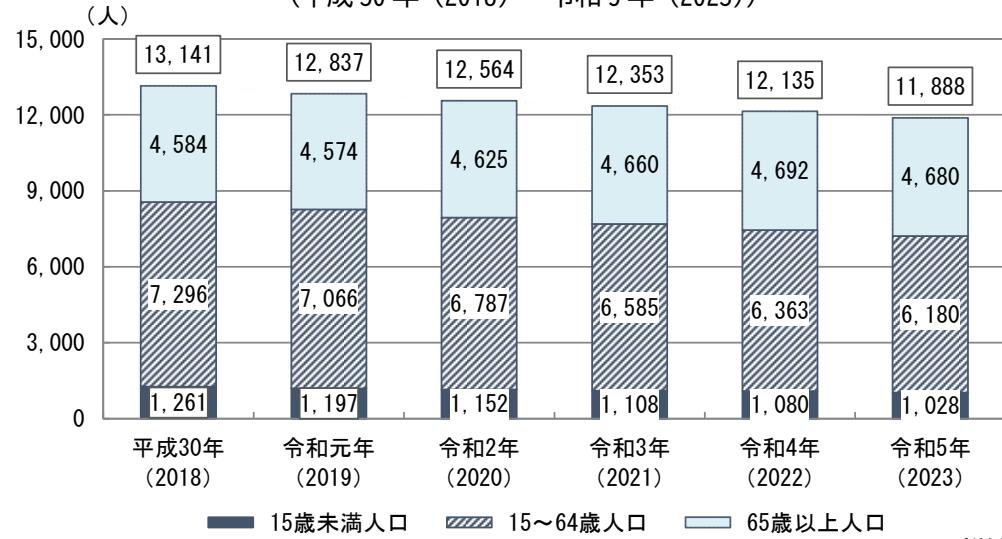
資料：住民基本台帳（各年 3 月末現在）

(2) 人口構造（年齢3区分）

直近の人口推移の把握として年齢3区分の推移をみると、令和5年（2023）の15歳未満人口は1,028人、15～64歳人口は6,180人と減少傾向にあります。

一方で65歳以上人口は増減を繰り返しながら増加傾向がみられ、令和5年（2023）には4,680人となり、町の人口構造として少子高齢化の進行がみられます。

図表 人口構造（年齢3区分）
(平成30年(2018)～令和5年(2023))



区分		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
総人口		13,141	12,837	12,564	12,353	12,135	11,888
3 区 分 別	15歳未満人口	1,261	1,197	1,152	1,108	1,080	1,028
	15～64歳人口	7,296	7,066	6,787	6,585	6,363	6,180
	65歳以上人口	4,584	4,574	4,625	4,660	4,692	4,680

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

第2節 障害者（児）数の推移

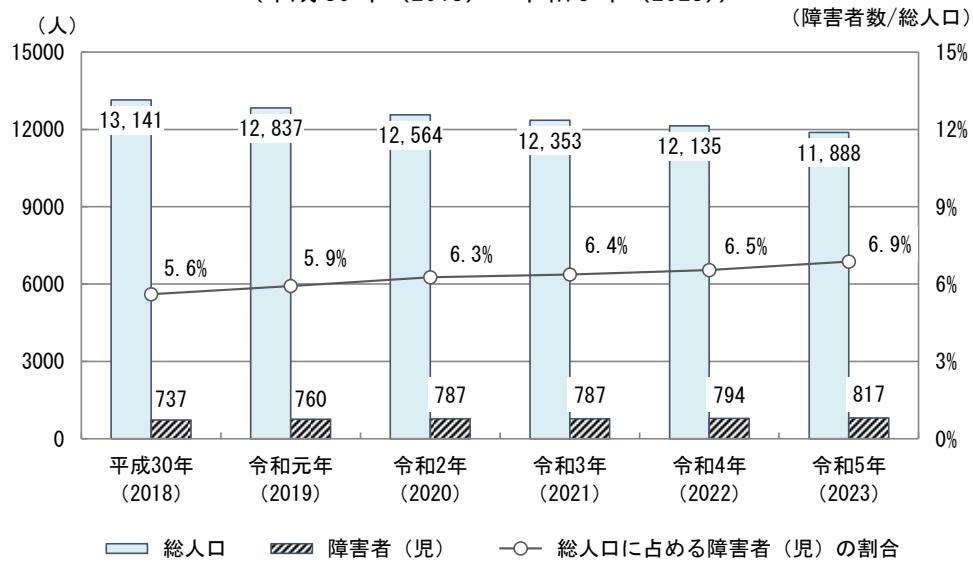
1 障害者（児）の推移

（1）総人口と障害者（児）の推移

総人口と障害者数の推移をみると、総人口は減少を続けているのに対し、障害者（児）は増加傾向がみられ、令和5年（2023）には817人となっています。

総人口に占める障害者の割合では、平成30年（2018）以降増加傾向にあり、令和5年（2023）は6.9%となっています。

図表 総人口と障害者の推移
(平成30年(2018)～令和5年(2023))



(単位：人・%)

	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
総人口	13,141	12,837	12,564	12,353	12,135	11,888
障害者（児）	737	760	787	787	794	817
総人口に占める 障害者（児）の割合	5.6%	5.9%	6.3%	6.4%	6.5%	6.9%

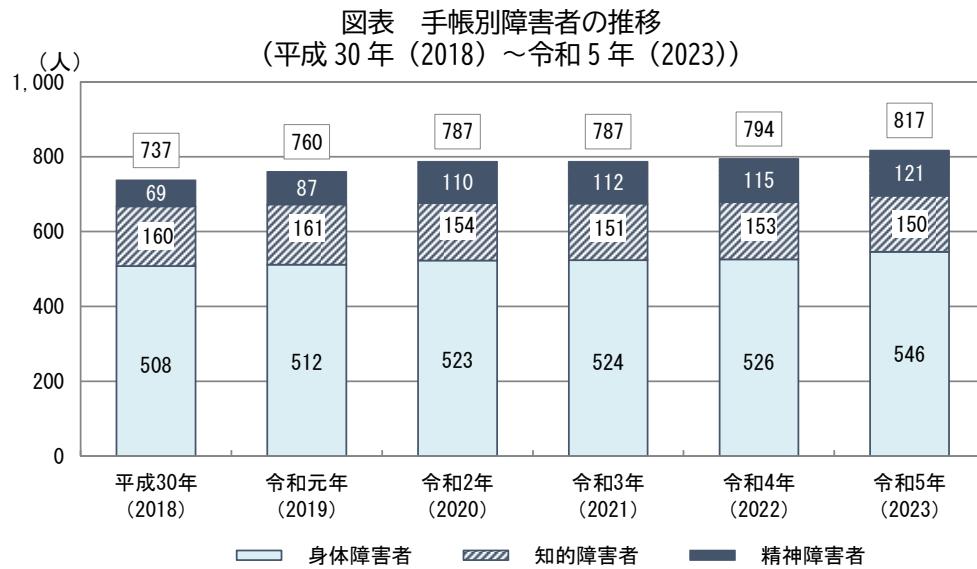
資料：保健福祉課（各年3月末現在）

(2) 手帳別障害者の推移

手帳別障害者の状況は、令和5年（2023）現在、身体障害者が546人となっており、他障害と比較し最も多くなっています。

また、平成30年（2018）以降の手帳所持者の推移からみると、身体障害者、精神障害者ともに増加傾向がみられます。

一方、知的障害者は減少傾向にあり、令和5年（2023）では150人となっています。



(単位：人)

	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
合 計	737	760	787	787	794	817
身体障害者	508	512	523	524	526	546
18歳未満	3	3	4	7	7	8
18歳以上65歳未満	131	153	143	136	129	130
65歳以上	374	356	376	381	390	408
知的障害者	160	161	154	151	153	150
18歳未満	29	27	25	19	18	17
18歳以上65歳未満	113	111	105	109	111	110
65歳以上	18	23	24	23	24	23
精神障害者	69	87	110	112	115	121
18歳未満	0	0	0	1	1	1
18歳以上65歳未満	54	70	85	88	89	94
65歳以上	15	17	25	23	25	26

資料：保健福祉課（各年3月末現在）

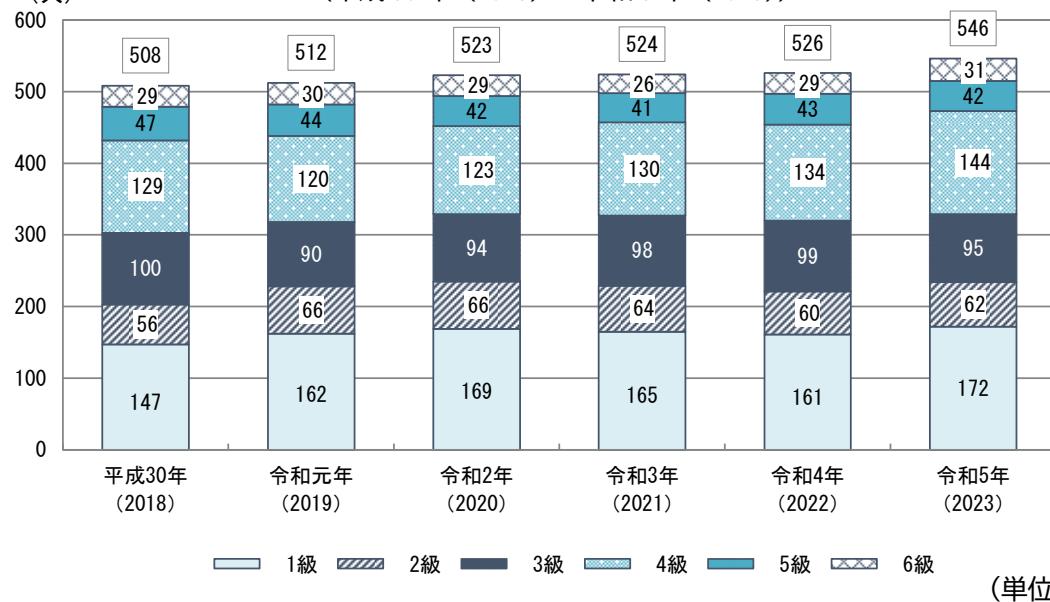
2 身体障害者の推移

(1) 身体障害者の等級別推移

身体障害者の等級別推移をみると、平成 30 年（2018）以降「1 級」が最も多く、次いで「4 級」となる状況が続いています。

増減を繰り返しながらも増加傾向がみられるのは主に「1 級」、「2 級」、「4 級」となっており、対して減少傾向がみられるのは「3 級」、「5 級」となっています。

図表 身体障害者の等級別推移
(平成 30 年（2018）～令和 5 年（2023）)



	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)
合 計	508	512	523	524	526	546
1 級	147	162	169	165	161	172
2 級	56	66	66	64	60	62
3 級	100	90	94	98	99	95
4 級	129	120	123	130	134	144
5 級	47	44	42	41	43	42
6 級	29	30	29	26	29	31

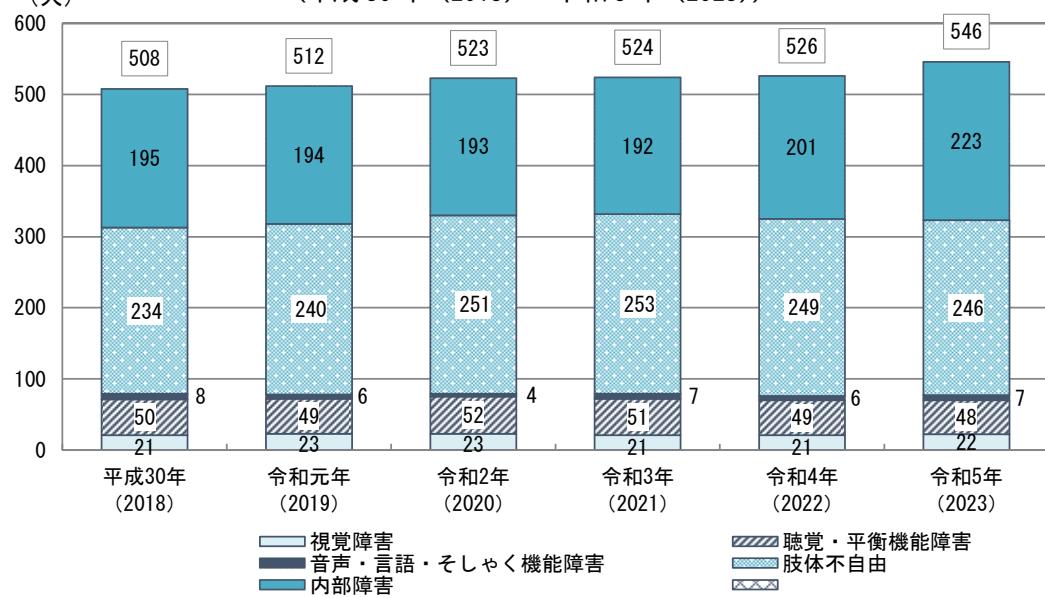
資料：保健福祉課（各年 3 月末現在）

(2) 身体障害者の種類別推移

身体障害者の種類別推移をみると、平成 30 年（2018）以降「肢体不自由」が最も多く占めている状況が続き増加がみられましたが、令和 3 年（2021）を境に令和 5 年（2023）現在では 246 人と減少傾向にあります。

一方で、「内部障害」は令和 5 年（2023）に 223 人と、緩やかな増加傾向にあります。

図表 身体障害者の種類別推移
(平成 30 年（2018）～令和 5 年（2023）)



	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)
合計	508	512	523	524	526	546
視覚障害	21	23	23	21	21	22
聴覚・平衡機能障害	50	49	52	51	49	48
音声・言語機能障害	8	6	4	7	6	7
肢体不自由	234	240	251	253	249	246
内部障害	195	194	193	192	201	223

資料：保健福祉課（各年 3 月末現在）

(3) 身体障害者の現況（種類別・等級別）

身体障害者の現況をみると、「内部障害」は1級に130人と最も多く5級以降は0人となっているのに対し、「肢体不自由」は1~5級のそれぞれの等級に分布しています。

図表 身体障害者の現況（種類別・等級別）
(令和5年(2023)3月末現在)

(単位：人)

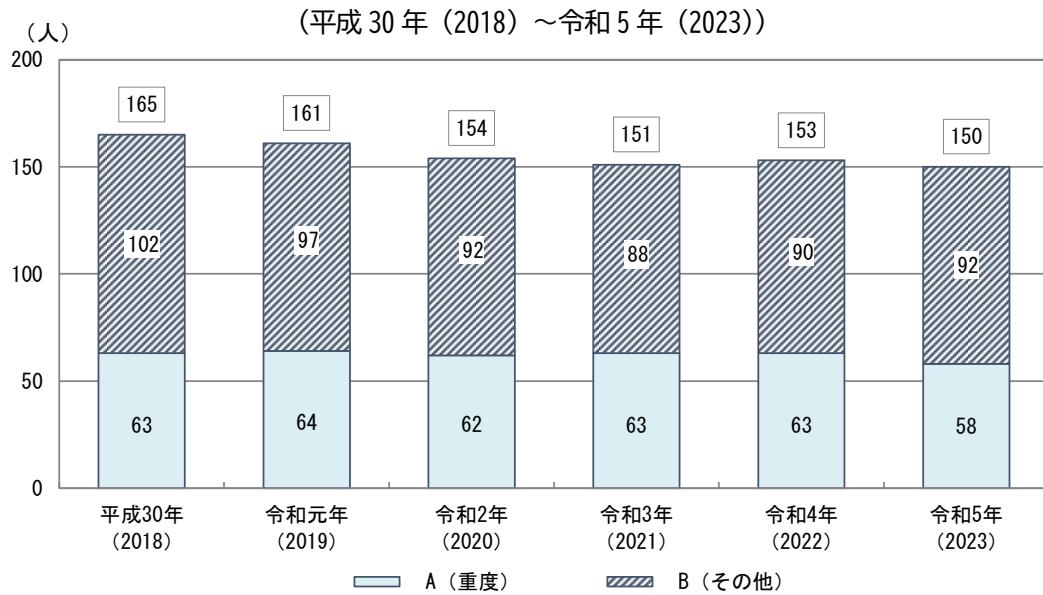
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
合 計	149	62	105	152	42	36
視覚障害	8	7	2	1	4	0
聴覚・平衡機能障害	0	14	10	9	0	15
音声・言語機能障害	0	0	6	1	0	0
肢体不自由	11	41	55	80	38	21
内部障害	130	0	32	61	0	0

資料：保健福祉課

3 知的障害者の推移

知的障害者の等級をみると、平成30年(2018)以降「B(その他)」が「A(重度)」を上回る推移を続けています。また令和5年(2023)現在、「A(重度)」は58人、「B(その他)」は92人とどちらも減少傾向にあります。

図表 知的障害者の推移
(平成30年(2018)～令和5年(2023))



(単位：人)

	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
合 計	165	161	154	151	153	150
A（重度）	63	64	62	63	63	58
B（その他）	102	97	92	88	90	92

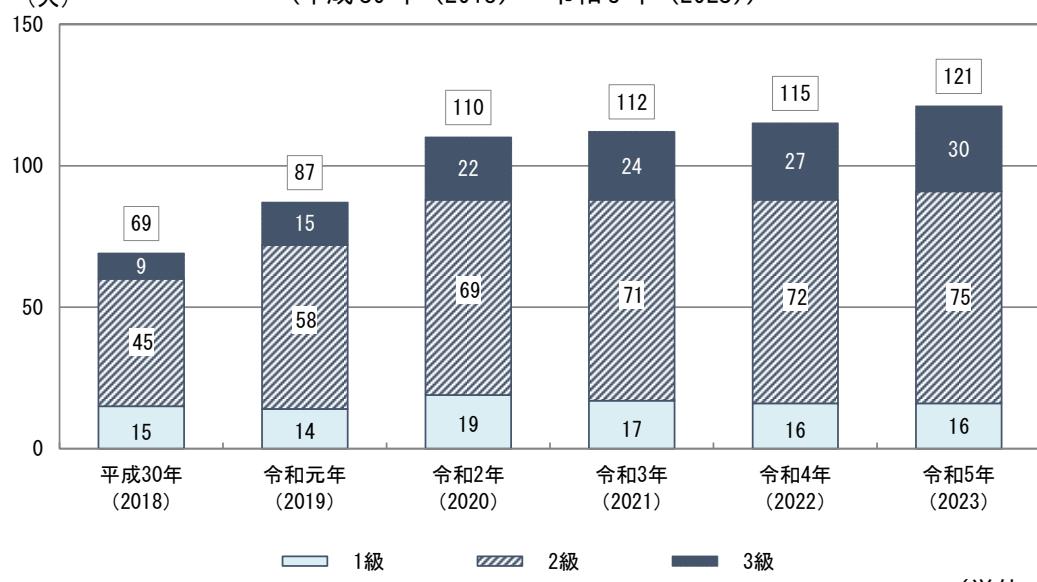
資料：保健福祉課（各年3月末現在）

4 精神障害者の推移

精神障害者の推移をみると、平成30年（2018）以降「2級」が最も多く占めている状況が続いており、令和5年（2023）には75人と増加傾向にあります。

なお「1級」、「3級」とともに増減を繰り返しながら増加傾向にあり、近年の精神障害者の増加を各等級が後押しする形となっています。

図表 精神障害者の推移
(平成30年(2018)～令和5年(2023))



(単位：人)

	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
合 計	69	87	110	112	115	121
1級	15	14	19	17	16	16
2級	45	58	69	71	72	75
3級	9	15	22	24	27	30

資料：保健福祉課（各年3月末現在）

5 自立支援医療（精神通院医療）認定者の推移

自立支援医療（精神通院医療）認定者は、令和2年（2020）に174人と減少傾向にありましたが、以降は増加に転じ、令和5年（2023）には218人となっています。

図表　自立支援医療（精神通院医療）認定者
(平成30年(2018)～令和5年(2023))

(単位：人)

	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
精神通院医療対象者	220	175	174	206	215	218

資料：保健福祉課

6 難病患者等の推移

令和5年（2023）の特定疾患医療受給者は140人となっており、毎年増加しています。

小児慢性特定疾患医療受給者については各年で増減がみられ、令和5年（2023）の小児慢性特定疾患医療受給者は12人となっています。

図表　難病患者等の推移
(平成30年(2018)～令和5年(2023))

(単位：人)

	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
特定疾患医療受給者	106	107	110	115	130	140
小児慢性特定疾患 医療受給者	16	14	11	13	14	12

資料：気仙沼保健福祉事務所（各年3月末現在）

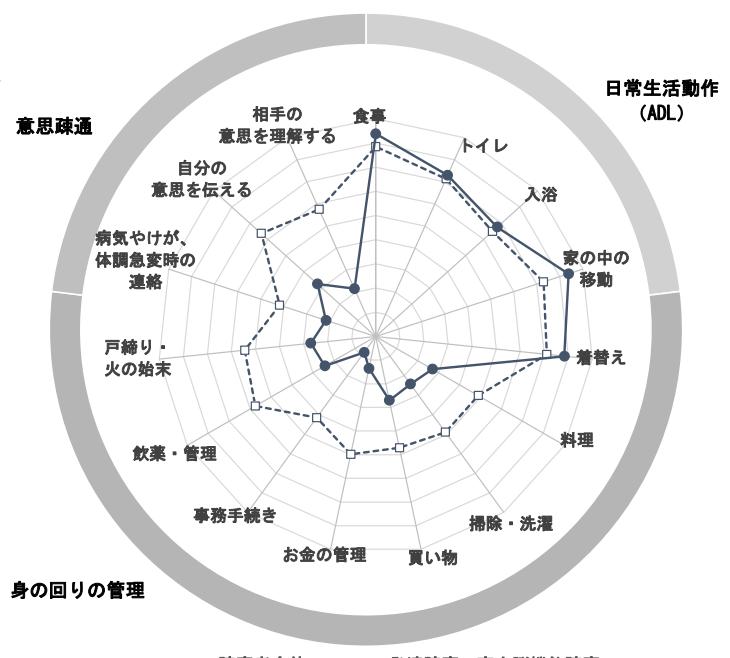
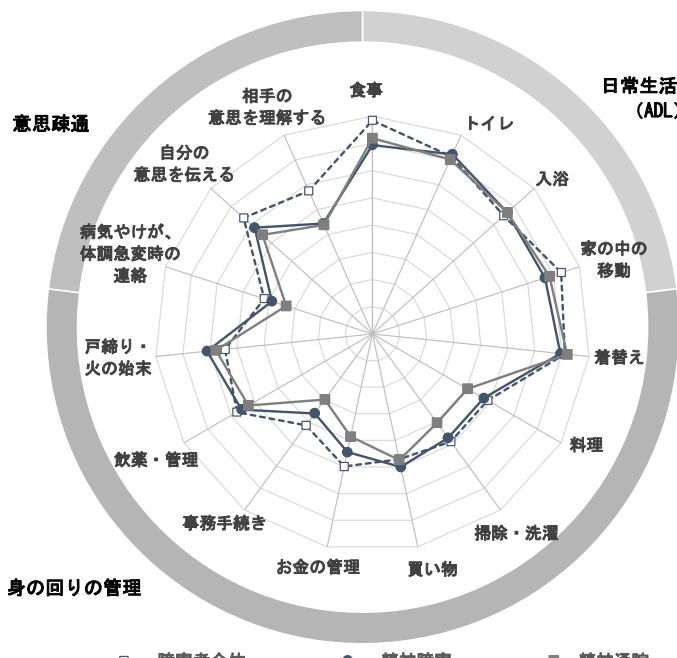
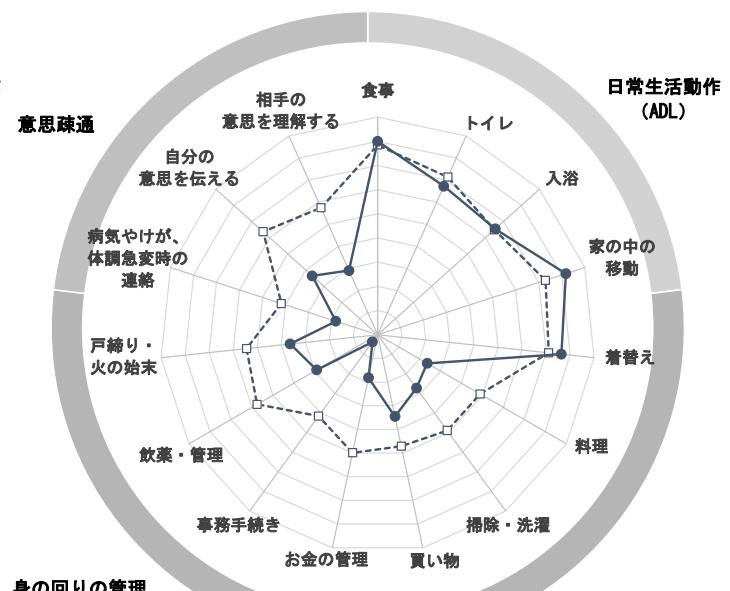
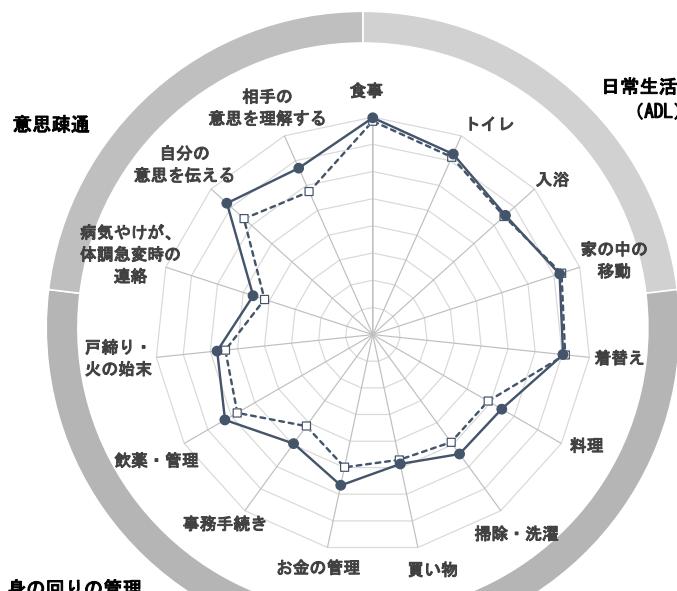
第3節 障害のある人の生活実態と支援ニーズ

1 自自身でできること・支援の必要なときについて

各障害に共通して『日常生活動作（ADL）』については、「自分でできる」と回答している割合が高い一方で、『身の回りの管理』や『意思疎通』については、部分的・全面的に支援が必要な割合が、各障害で異なっています。

特に、知的障害、発達障害・高次脳機能障害のある人では、『身の回りの管理』や『意思疎通』への支援の必要な場合が多いことがわかります。

図表 自身でできること

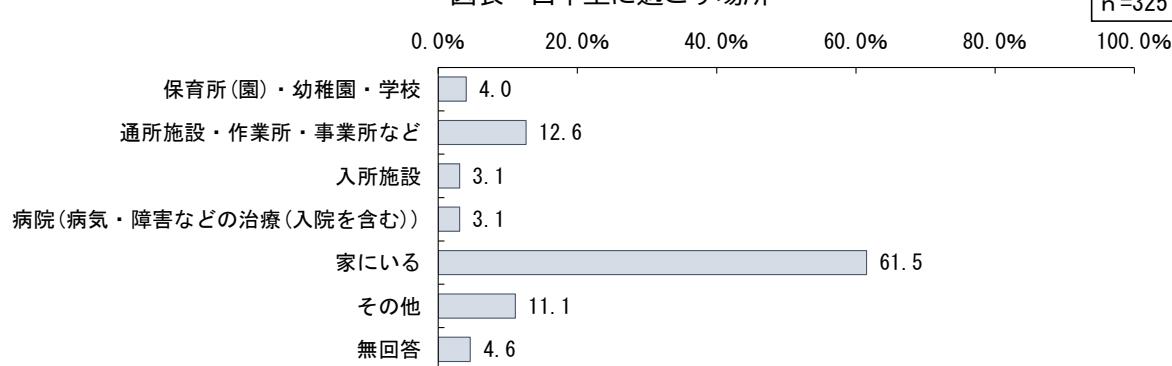


2 日中主に過ごす場所

日中主に過ごす場所として、「家にいる」が61.5%と最も高くなっています。次いで「通所施設・作業所・事業所など」(12.6%)、「保育所(園)・幼稚園・学校」(4.0%)となっています。

障害別にみると、身体障害、精神障害のある方については「家にいる」が最も多く、知的障害のある方については「通所施設・作業所・事業所など」が最も多くなっています。

図表 日中主に過ごす場所



図表 日中主に過ごす場所（障害別：上位3項目）

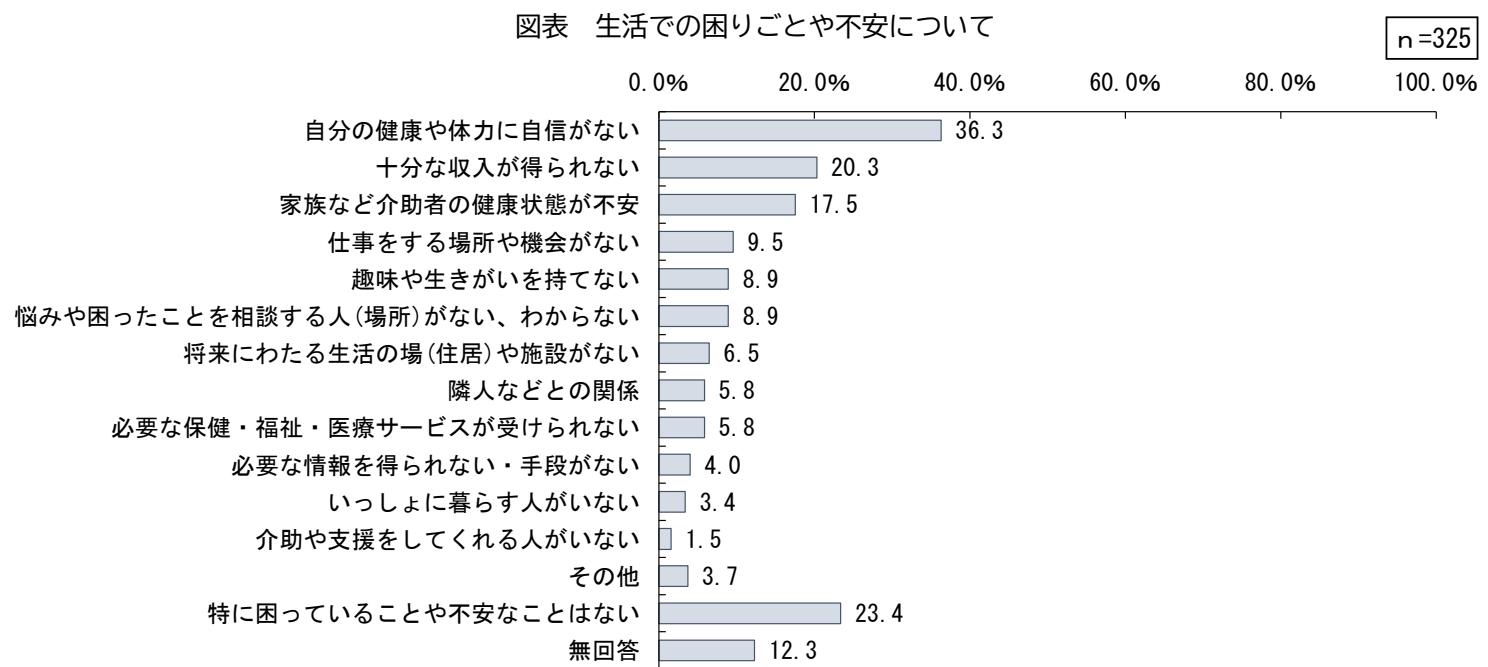
	第1位	第2位	第3位
身体障害 (n=212)	家にいる 70.3%	通所施設・作業所・事業所など 8.0%	病院(病気・障害などの治療 (入院を含む)) 3.3%
知的障害 (n=55)	通所施設・作業所・事業所など 36.4%	「保育所(園)・幼稚園・学校」 「家にいる」 18.2% (同率)	
精神障害 (n=36)	家にいる 55.6%	通所施設・作業所・事業所など 25.0%	病院(病気・障害などの治療 (入院を含む)) 5.6%
精神通院 (n=57)	家にいる 50.9%	通所施設・作業所・事業所など 29.8%	病院(病気・障害などの治療 (入院を含む)) 1.8%
発達障害・ 高次脳機能障害 (n=37)	家にいる 32.4%	通所施設・作業所・事業所など 27.0%	保育所(園)・幼稚園・学校 16.2%

3 現在の生活で困っていることや不安に思っていること

現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて、「自分の健康や体力に自信がない」が36.3%と最も高くなっています。次いで「十分な収入が得られない」(20.3%)、「家族など介助者の健康状態が不安」(17.5%)となっています。

障害別にみても、同様に自身や家族の健康、将来の居場所、経済的なことを上位に挙げています。

図表 生活での困りごとや不安について



図表 生活での困りごとや不安について（障害別：上位3項目）

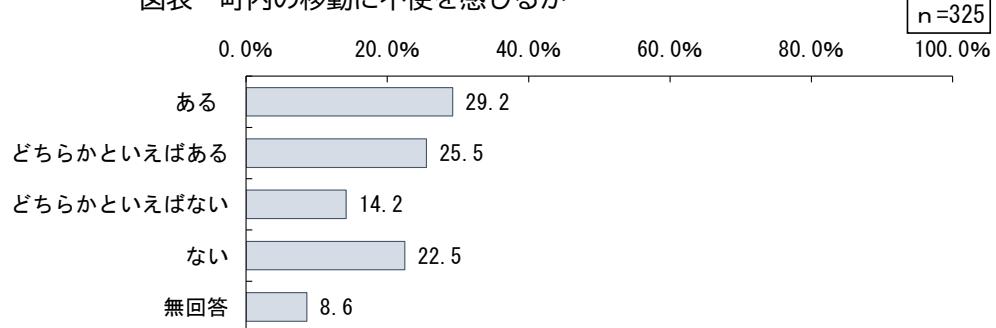
	第1位	第2位	第3位
身体障害 (n=212)	自分の健康や体力に自信がない 39.2%	十分な収入が得られない 18.4%	家族など介助者の健康状態が不安 16.5%
知的障害 (n=55)	家族など介助者の健康状態が不安 25.5%	「十分な収入が得られない」 「将来にわたる生活の場(住居)や施設がない」 18.2%（同率）	
精神障害 (n=36)	自分の健康や体力に自信がない 47.2%	十分な収入が得られない 33.3%	仕事をする場所や機会がない 22.2%
精神通院 (n=57)	自分の健康や体力に自信がない 35.1%	十分な収入が得られない 26.3%	仕事をする場所や機会がない 19.3%
発達障害・ 高次脳機能障害 (n=37)	自分の健康や体力に自信がない 32.4%	十分な収入が得られない 27.0%	家族など介助者の健康状態が不安 24.3%

4 外出について

(1) 町内の移動について

回答者が町内の移動に不便を感じるかについて、「ある」(29.2%)、「どちらかといえばある」(25.5%)を合わせた5割台半ば(54.7%)の方は“不便”を感じている一方で、「どちらかといえばない」(14.2%)、「ない」(22.5%)を合わせた4割近く(36.7%)の方は“不便ではない”と感じています。

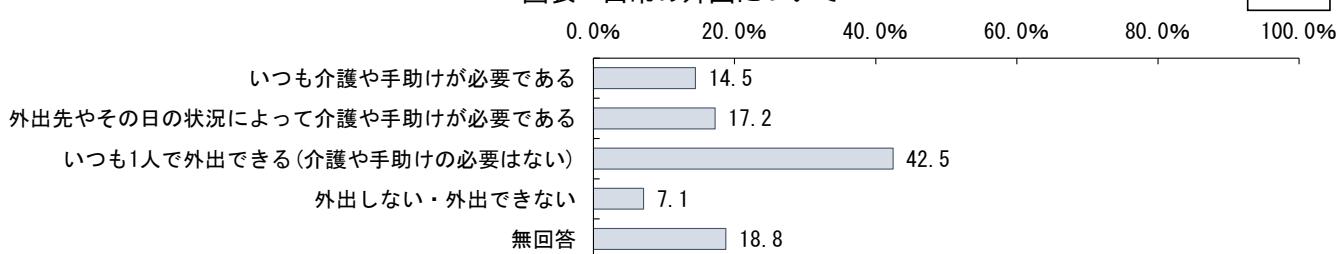
図表 町内の移動に不便を感じるか



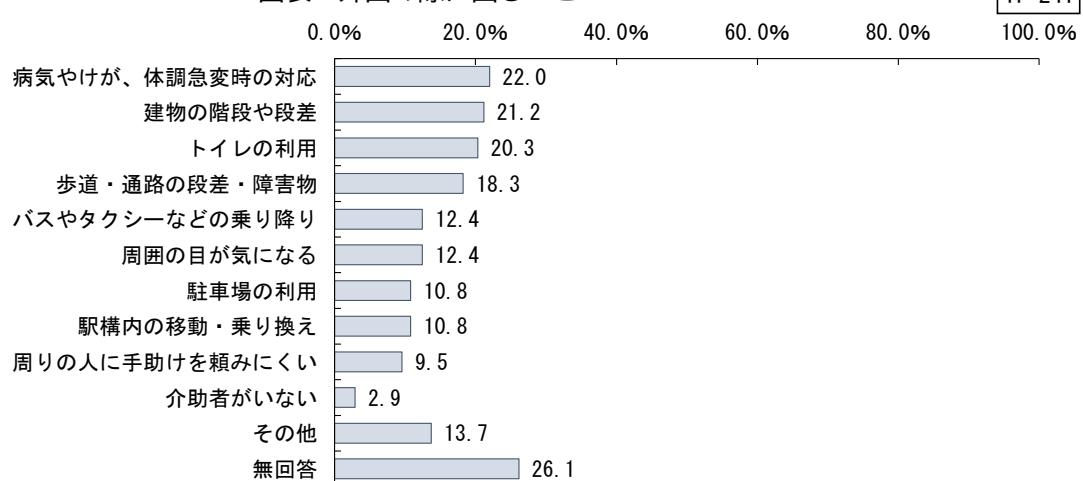
(2) 外出時に困ることについて

日常の外出で介護や手助けが必要な方は、回答者の3割(31.7%)を占め、外出時に困ることについては、「病気やけが、体調急変時の対応」が22.0%と最も高くなっています。次いで「建物の階段や段差」(21.2%)、「トイレの利用」(20.3%)となっています。

図表 日常の外出について



図表 外出の際に困ること



障害別にみると、身体障害のある方は「建物の階段や段差」、知的障害のある方は「周囲の目が気になる」、精神障害のある方は「病院やけが、体調急変時の対応」をそれぞれ最上位に挙げており、障害によって困ることは多岐にわたります。

図表 外出の際に困ること（障害別：上位 3 項目）

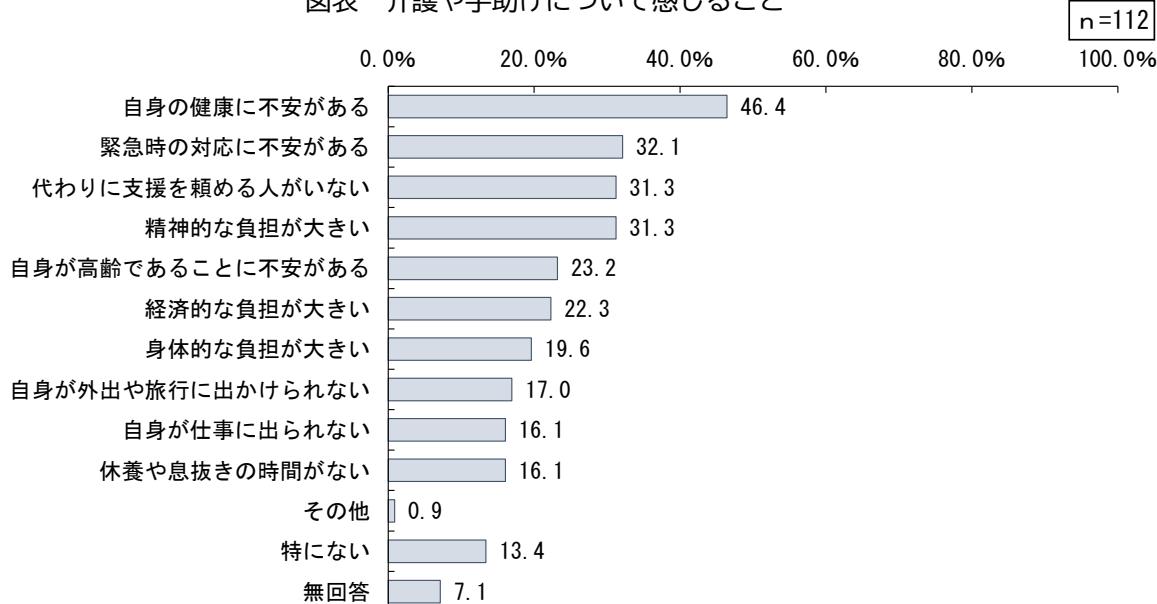
	第1位	第2位	第3位
身体障害 (n=161)	建物の階段や段差 28.6%	「歩道・通路の段差・障害物」 「トイレの利用」 22.4%（同率）	
知的障害 (n=46)	周囲の目が気になる 26.1%	「トイレの利用」 「周りの人に手助けを頼みにくい」 19.6%（同率）	
精神障害 (n=25)	病院やけが、体調急変時の対応 32.0%	周囲の目が気になる 20.0%	バスやタクシーなどの乗り降り 16.0%
精神通院 (n=40)	病院やけが、体調急変時の対応 25.0%	「駅構内の移動・乗り換え」 「トイレの利用」 15.0%（同率）	
発達障害・ 高次脳機能障害 (n=34)	周囲の目が気になる 32.4%	「周りの人に手助けを頼みにくい」 「病院やけが、体調急変時の対応」 23.5%（同率）	

5 介護や手助けを行っている方について

（1）介護や手助けについて感じること

介護や手助けについて感じることは、「自身の健康に不安がある」が 46.4%と最も高くなっています。次いで「緊急時の対応に不安がある」(32.1%)、「代わりに支援を頼める人がいない」「精神的な負担が大きい」(同率 31.3%) となっています。

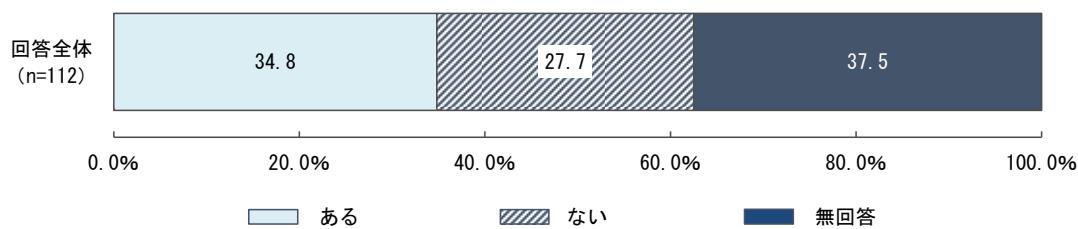
図表 介護や手助けについて感じること



(2) 介護に対する負担感

介護の負担感について、「ある」が34.8%、「ない」が27.7%と回答しています。

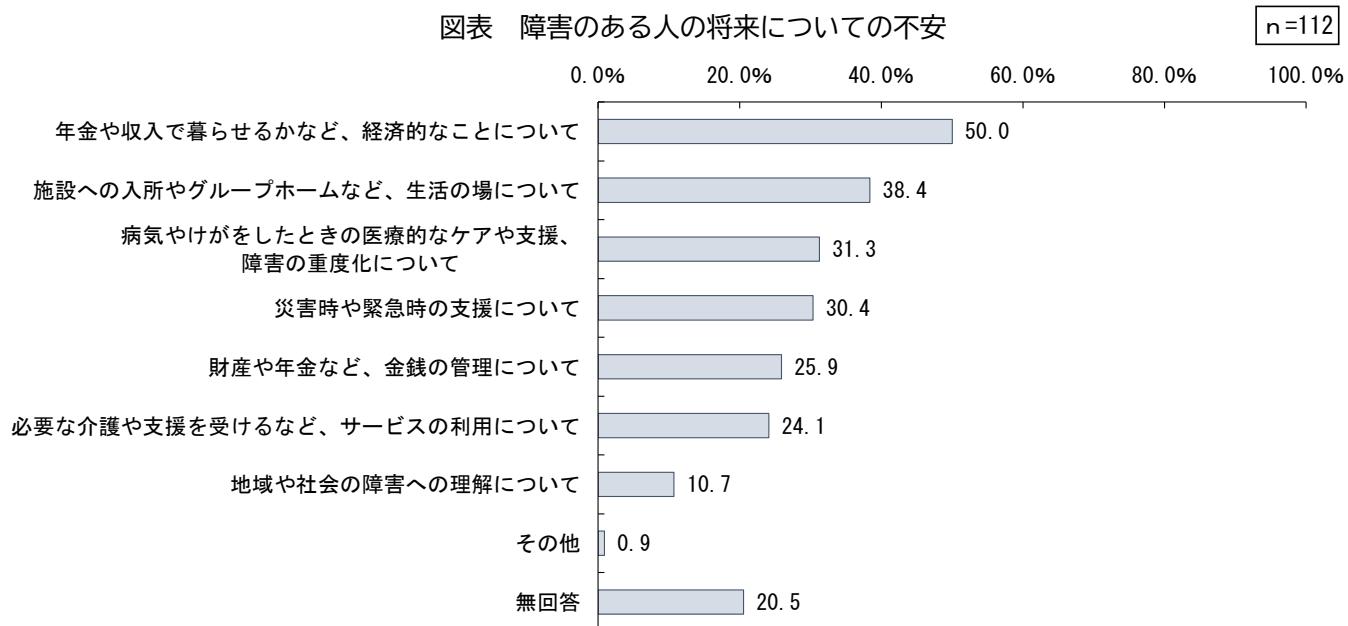
図表 介護の負担



(3) 障害のある人の将来についての不安

障害のある人の将来についての不安については、「年金や収入で暮らせるかなど、経済的なことについて」が50.0%と最も高くなっています。次いで「施設への入所やグループホームなど、生活の場について」(38.4%)、「病気やけがをしたときの医療的なケアや支援、障害の重度化について」(31.3%)となっています。

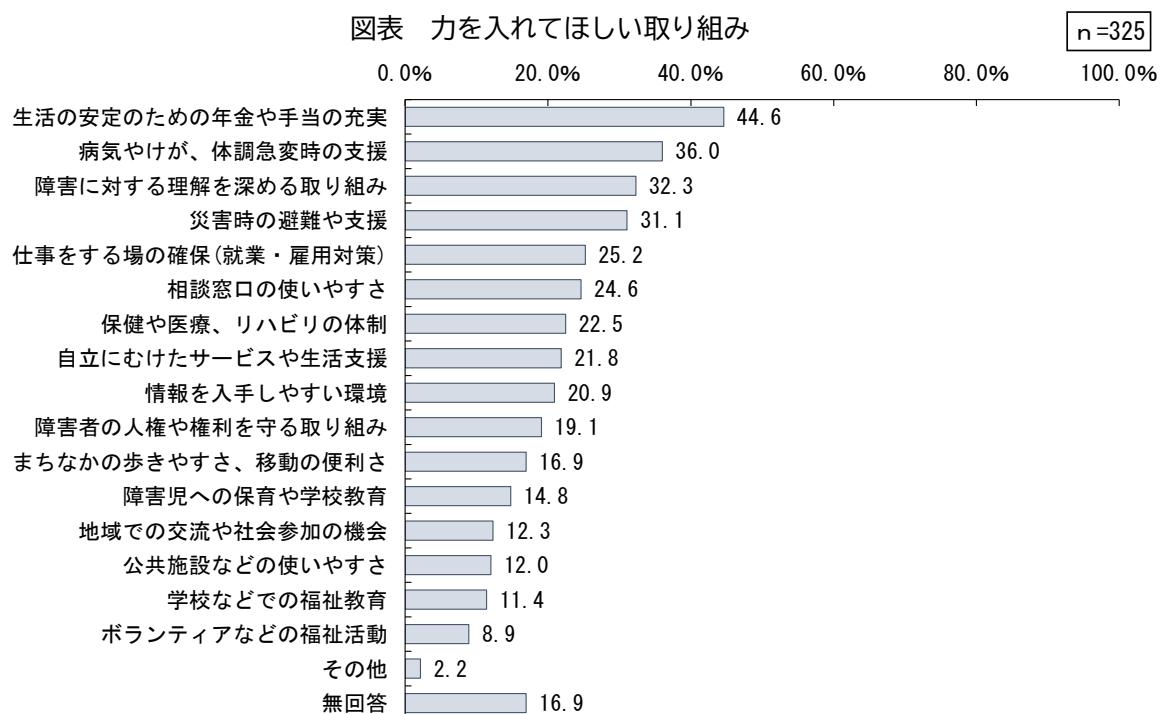
図表 障害のある人の将来についての不安



6 特に力を入れてほしい取り組み

力を入れてほしい取り組みについては、「生活の安定のための年金や手当の充実」が44.6%と最も高くなっています。次いで「病気やけが、体調急変時の支援」(36.0%)、「障害に対する理解を深める取り組み」(32.3%)となっています。

障害別にみると、身体・精神障害のある方は、「生活の安定のための年金や手当の充実」を、知的障害のある方では「障害に対する理解を深める取り組み」を最上位に挙げています。



図表 力を入れてほしい取り組み（障害別）

	第1位	第2位	第3位
身体障害 (n=212)	生活の安定のための年金や手当の充実 42.9%	病気やけが、体調急変時の支援 33.5%	災害時の避難や支援 30.2%
知的障害 (n=55)	障害に対する理解を深める取り組み 61.8%	生活の安定のための年金や手当の充実 50.9%	仕事をする場の確保(就業・雇用対策) 43.6%
精神障害 (n=36)	生活の安定のための年金や手当の充実 47.2%	病気やけが、体調急変時の支援 44.4%	「障害に対する理解を深める取り組み」「仕事をする場の確保」「障害者の人権や権利を守る取り組み」 33.3%（同率）
精神通院 (n=57)	生活の安定のための年金や手当の充実 49.1%	病気やけが、体調急変時の支援 42.1%	障害に対する理解を深める取り組み 38.6%
発達障害・高次脳機能障害 (n=37)	障害に対する理解を深める取り組み 67.6%	仕事をする場の確保(就業・雇用対策) 56.8%	生活の安定のための年金や手当の充実 48.6%

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

障害のある人がこれからも地域で暮らしていくためには、引き続き、障害のある人が抱える様々な生活課題を見直し、誰もが暮らしやすいと思えるまちづくりが求められます。

そのため、障害のある人が気軽に相談でき、助言を受けることができる相談支援体制が充実し、障害に対する理解促進と福祉環境の整備がなされ、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指し、本計画においても基本理念『地域の人々とともに生き、支え合う 障害のある人が自分らしく暮らせるまち』を継承し、より一層発展させていくこととします。

(基本理念)

地域の人々とともに生き、支え合う 障害のある人が自分らしく暮らせるまち

『生まれ変わるコミュニティで みんながいきいきとする共生社会へ。』

この理念の下、障害や病気のある人が夢や希望を膨らませ、障害者本人、家族、隣近所、関係団体が一緒になって誰もが暮らしやすい「地域共生社会」を形成していくという考えを町全体に広く浸透させることを目指し、副題として『生まれ変わるコミュニティで みんながいきいきとする共生社会へ。』を定めます。

第2節 計画を推進するための方向性（基本的視点）

障害や病気のある人が地域で自分らしく暮らすために、国第5次障害者基本計画や現計画の施策の推進状況等を踏まえ、基本理念の実現に向けて施策を横断して取り組むべき基本的視点を次のとおり整理し、各施策に取り組みます。

基本的視点 1 障害や病気によって“誰一人取り残されない”社会の実現

- 社会のあらゆる場面で当事者や家族の活動や暮らし、社会への参加を妨げる様々な障壁（垣根）を取り除き、差別の解消やアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上を図るなど、地域での暮らしで感じる様々な「暮らしにくさ」を見直すことで、“誰一人取り残されない”社会の実現を目指します。
- 権利擁護では、成年後見制度利用促進計画に基づき、個人の尊厳が守られた包摂的な支援を構築します。

基本的視点 2 自らの生き方、暮らし方を選択、後押しできる支援

- 障害や病気のある人が、必要な支援を受けながら自身の生活や生き方を選択し、就学、就労等、社会のあらゆる活動に参加し、その人らしく生きがいのある暮らしを実現できるよう、障害等への理解や合理的配慮に取り組むほか、様々な支援を通じて自立や成長を後押しします。

基本的視点 3 生涯を通じた切れ目のない支援体制の整備

- 乳幼児期から成人・高齢期に至るまで、住み慣れた地域や生活の拠点において、一人ひとりの状況に応じた切れ目ない支援が受けられる体制を整備します。

基本的視点 4 一人ひとりの困りごとに寄り添う重層的な支援の輪の構築

- 地域の中で取り残されることなく、相談をはじめ、必要な支援が確実に届くよう、様々な分野と連携し、制度や実施主体に捉われない包括的、重層的な支援体制を構築します。

第3節 基本方針

基本方針 1 障害者の暮らしを守る

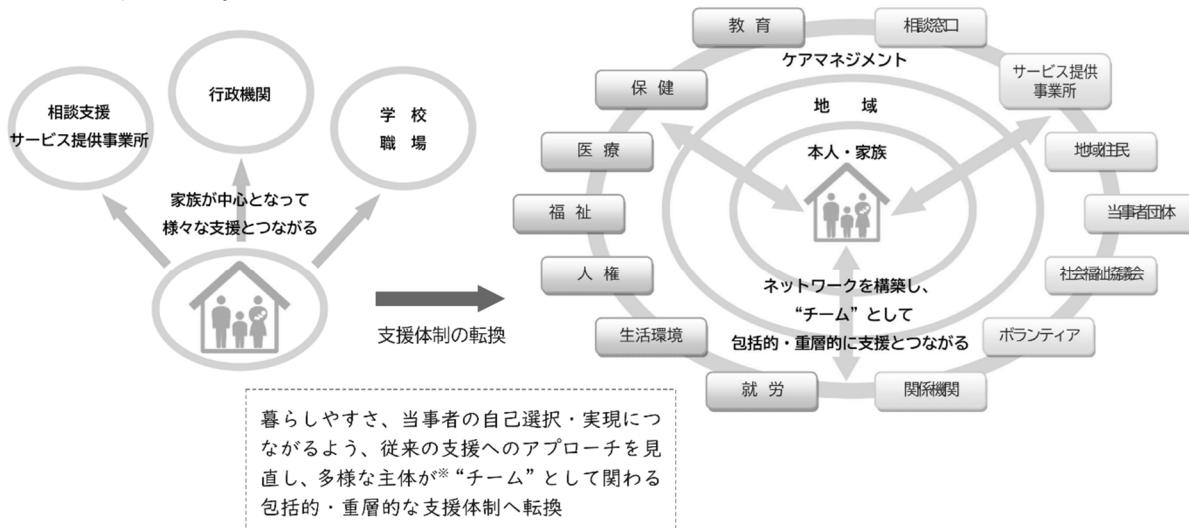
[今後の重点課題・実施方針]

◎ 健やかに暮らし、必要な生活支援が得られるために

- 保健・医療・福祉の連携のもと、病気や障害、介護に対する正しい知識や健康増進、予防についての正しい知識を普及・啓発することにより、障害や疾病の早期発見・早期対応・早期治療へつながる体制が求められます。
- 医療的ケアが必要な障害や病気のある人が適切な医療を受けられるよう、町内外の医療機関等へ理解や協力を働きかけていく必要があります。

◎ 地域で暮らしやすさを実現するために

- 障害や病気のある人が、支援や相談につながりやすい環境を整えるとともに、従来のような本人・家族が中心となって支援にアクセスする体制から、本人・家族に多様な主体が※ “チーム” となって関わり、包括的な支援体制に転換していく必要があります。



※ “チーム” とは

- ・個別に抱える様々な課題を解決するために多職種で構成される集団（チーム）のことであり、包括的・重層的な支援体制を構築するための重要な機能です。
- ・個々の課題ごとに構成され、団体・関係機関が個別に動くのではなく、相互に連携して対応するため、チーム支援と呼ばれることがあります。

- 生涯を地域でともに暮らしていくために、町をはじめ、相談支援事業所やサービス提供事業所等においては、“包括的支援”、当事者や家庭内にある複合的な課題に対しては“重層的支援”的構築に向けて、支援のあり方やサービス需要への確保に取り組み、必要な支援につなぐ体制整備が求められます。
- 障害のある人が、暮らしの場を地域へ移行させていく中で、地域生活支援拠点等の整備と併せて、成長や障害の状態に応じて個々の生き方や暮らし方を選択できるよう、支援を行う多様な主体が連携し、支援をつないでいくことが重要となります。

[自助、互助・共助、公助による取り組み]

対 象	役 割・行 動
自助：障害・病気のある人	→ ・相談をし、自ら必要なサービスを選択
互助・共助：地域・関係団体	→ ・障害を理解し、まちなかでの支え合い (日常及び災害時等の支援) ・必要な支援やサービスの提供
公助：行政（町・関係機関）	→ ・暮らしやすい地域づくり・生活基盤の整備 ・安定したサービス事業量・提供体制の確保 ・地域生活支援事業の提供 ・医療体制の確保

基本方針 2 障害者の成長と活動を支える

[今後の重点課題・実施方針]

◎ 地域でともに暮らしていくために

- 地域共生社会を目指し、誰もが地域で安心して暮らしていくためには、様々な場面で求められる地域の障害への理解と協力を促し、地域共生社会を実現していく必要があります。
- 障害の程度や状態に関わらず、すべての人の権利や尊厳が守られるよう、虐待の未然防止や成年後見制度の利用促進、障害を理由とする差別の解消など、障害者の権利擁護に向けた取り組みが求められます。

◎ 学ぶ・働く・参加することに挑戦・実現するために

- 障害や病気のある人が、自立した暮らしを実現するためには、働きたいと思っている人が多様な手段によって就労・雇用を実現できるよう、職場の理解とともに、新たに創設される「就労選択支援」でのアセスメント等を活用し、可能な限り本人自ら選択、意思決定できる支援体制が求められます。
- 障害のある子どもや発達段階での学習機会や選択肢が限定されることなく、様々な可能性を伸ばしていくために、関係機関が相互に連携し、インクルーシブ教育の推進に取り組んでいく必要があります。

[自助、互助・共助、公助による取り組み]

対 象	役 割・行 動
自助：障害・病気のある人	→ ・自分らしい生き方、暮らし方の選択 ・地域社会への積極的な参加・交流
互助・共助：地域・関係団体	→ ・障害への理解・合理的配慮 ・障害特性を理解し、地域での支え合い ・住民への啓発協力・地域交流機会の支援
公助：行政（町・関係機関）	→ ・障害への理解・合理的配慮 ・成長に応じた教育や学校での受け入れ環境の整備 ・障害のある人の自己選択・決定の支援

第4節 施策体系

基本理念

地域の人々とともに生き、支え合う障害のある人が自分らしく暮らせるま
『生まれ変わるコミュニティで みんながいきいきとする共生社会へ。』

図表 施策体系

基本方針1 障害者の暮らしを守る

1-1：地域生活を支える事業と地域活動の充実

- ①サービス及び事業の充実と適切な利用の推進
- ②施設・病院等から地域生活への移行支援
- ③地域特性に応じた事業の実施
- ④新しいコミュニティの地域福祉活動の充実

1-2：情報提供、相談支援体制の充実

- ①情報提供の充実
- ②身近で専門的な相談支援体制の充実
- ③個別支援の充実（顔の見える関係づくりの構築）

1-3：誰もが暮らしやすい住環境の整備

- ①ユニバーサルデザインの推進
- ②グループホームの事業所の確保
- ③移動手段の充実

1-4：保健事業、医療サービスの充実

- ①切れ目のない保健事業の推進
- ②精神疾患の予防と早期治療の推進
- ③地域医療の充実
- ④高齢化・重度化なども踏まえた医療と福祉の連携
- ⑤医療的ケア児への対応

1-5：地域安全対策の推進

- ①災害に備えた支援体制の整備
- ②地域安全対策の推進

基本方針2 障害者の成長と活動を支える

2-1：病気や障害の理解促進、人権尊重の推進

- ①病気や障害の正しい理解の普及
- ②相互理解に向けた交流の促進
- ③障害者の権利擁護と成年後見制度の利用促進
- ④虐待防止の推進
- ⑤ヘルプマーク・ヘルプカードの普及、利用促進
- ⑥選挙における配慮

2-2：障害児の成長を支える保育・教育の充実

- ①発達にかかる早期発見と早期支援の実施
- ②ライフステージで分断されることのない一貫した支援の推進
- ③障害児保育・放課後支援等の日中活動の充実
- ④特別支援教育の充実

2-3：障害者の自己実現を応援する環境づくり

- ①多様な働き方の支援
- ②障害者の一般就労を促進する環境づくり
- ③障害者の経済的自立を応援する物品等の調達
- ④障害者が参加しやすい地域活動の環境づくり

第4章 第4期障害者計画

第4章 第4期障害者計画

基本方針 1 障害者の暮らしを守る

1-1 地域生活を支える事業と地域活動の充実

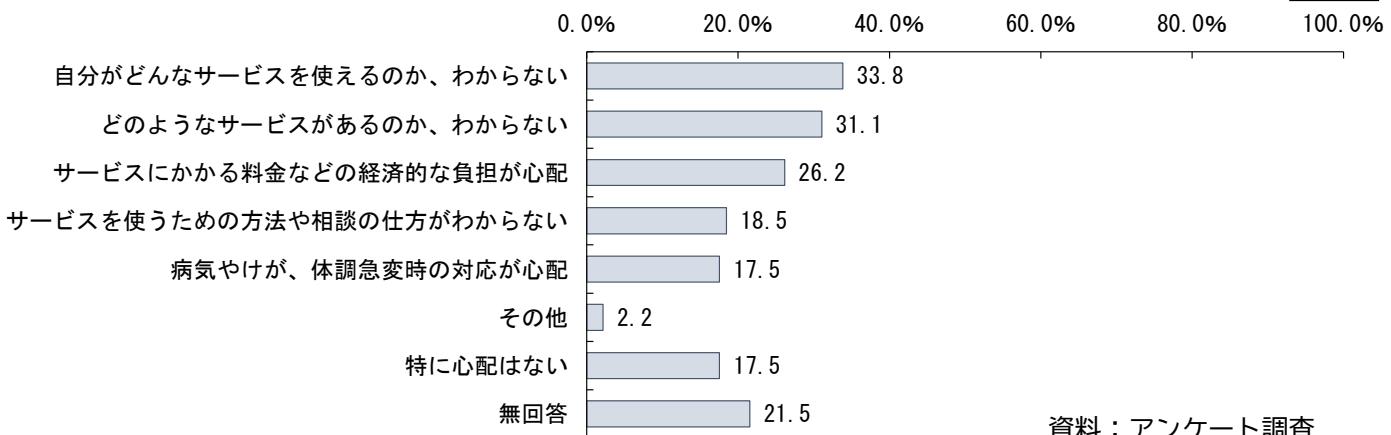
●● 施策を取り巻く環境 ●●

障害のある人が自分で選択し、地域で生活するためには、一人ひとりの状況に合わせて、住まいや生活の支援を調整し、相談支援機関と連携してサービスの質と量を確保する必要があります。

地域生活を支えるサービスの利用について、アンケート調査では、「自分がどんなサービスを使えるのか、わからない」、「どのようなサービスがあるのか、わからない」といった不安が上位に挙がっており、サービス内容の周知を図りながら、必要なサービスを利用できるよう支援していく必要があります。

図表 サービスを利用する際に不安に感じること

n=325



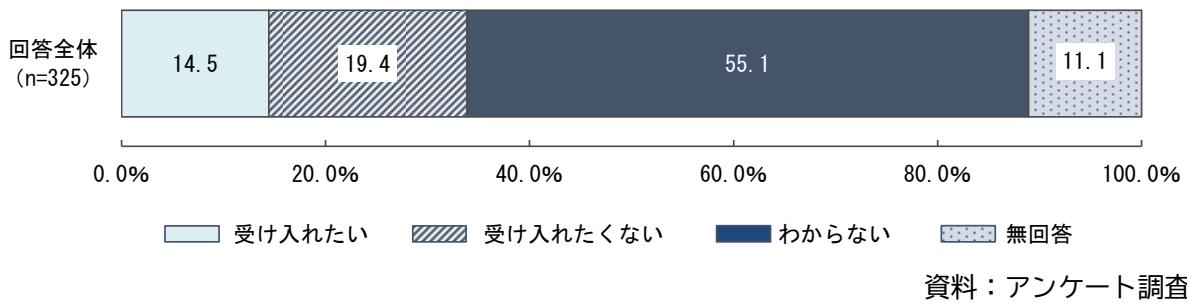
資料：アンケート調査

障害のある人が住み慣れた地域で生活していくためには、地域福祉の充実を図り、近隣同士のつながりの輪を充実していくことも必要です。

アンケート調査では、ボランティアによる日常の援助の受け入れについて、「わからない」という回答が半数以上を占め、「受け入れたい」、「受け入れたくない」という意向は1~2割となっており、支援を受け入れることには、戸惑いや抵抗感といった「垣根」が存在することも垣間見えます。

こうした垣根を取り除き、お互いをつなぐ仕組みを構築していくことが、日常的な交流の創出、共生社会の実現に近づく取り組みの1つとみられます。

図表 ボランティアによる日常の援助を受け入れたいか



資料：アンケート調査

●● 施策での取り組み ●●

① サービス及び事業の充実と適切な利用の推進

- 町内で提供されていない福祉サービスや障害児支援事業の実施を、町内外のサービス事業所に働きかけて、障害者や家族介助者の希望に応え、ストレスや疲れを軽減する支援を行います。さらに、相談支援事業所を充実させて、適切なサービスの提供が行えるように推進します。
- 相談支援事業所では、障害者の希望や状況に合わせて適切な福祉サービスや児童支援事業を利用できるようにするために、サービス利用計画や児童支援利用計画を作成し、計画的に支援を提供します。また、自立支援協議会を通じて障害者とご家族のニーズを理解し、障害者サロンの開催等、ストレス緩和の対応に努めます。

② 施設・病院等から地域生活への移行支援

- 施設・病院を退所・退院し、地域居住への移行を希望する障害者がいる場合は、サービス事業所により、地域移行への個別支援、地域の受け入れ体制の調整、緊急対応などの支援を実施します。

③ 地域特性に応じた事業の実施

- 障害者の日中活動の支援に向けて、サービス事業所や関係団体と連携し、利用者のニーズを確認しながら、開催に向けた検討を行い、地域活動支援センター、日中一時支援、スポーツ・レクリエーション教室において、活動内容の充実を図ります。

④ 新しいコミュニティの地域福祉活動の充実

- 困難な課題を抱えている人、支援を必要とする人を早期に発見するよう、社会福祉協議会や町外からのボランティア活動と協力・連携し、新しいコミュニティに住民主体の地域福祉活動の定着に引き続き取り組みます。

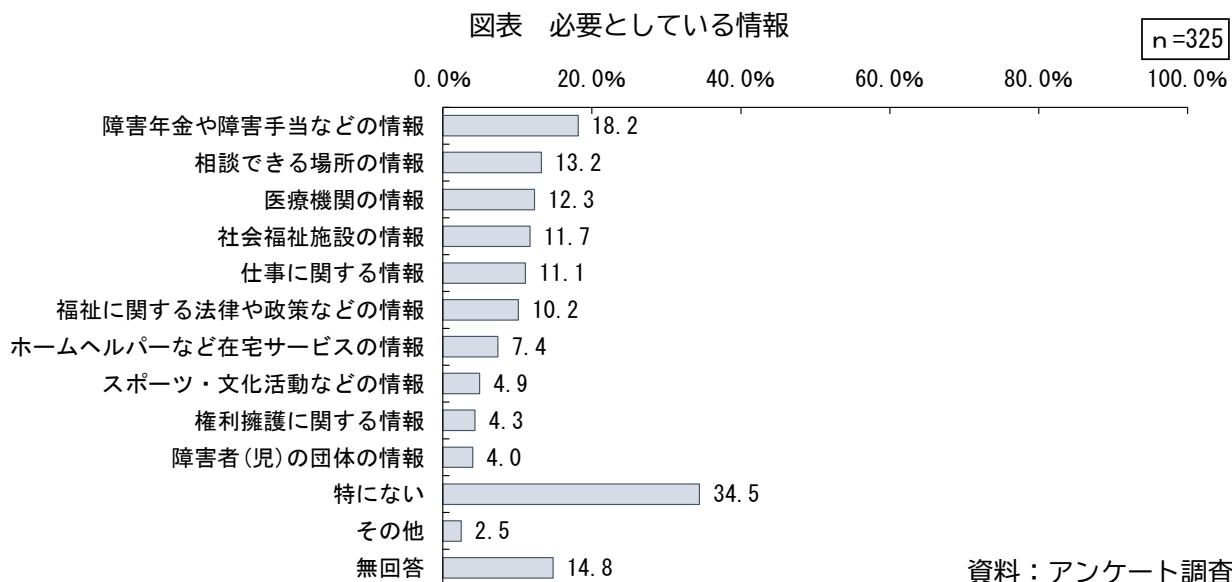
1-2 情報提供、相談支援体制の充実

●● 施策を取り巻く環境 ●●

障害のある人が住み慣れた地域で自立した暮らしを行うためには、十分な意思疎通の手段の確保と情報提供を行うことや、障害の状況や特性に応じて、一人ひとりが持っている個性や能力を最大限に伸ばすための様々な支援が必要であり、こうした支援につなぐための相談支援は、今後ますます重要となっています。

特に情報の発信の際には、障害の有無に関わらずアクセスしやすい情報を提供し、障害のある人が意思表示やコミュニケーションを円滑に行えるよう、意思疎通支援に配慮することが求められます。

アンケート調査では、必要としている情報について、「障害年金や障害手当などの情報」、「相談できる場所の情報」、「医療機関の情報」が上位に挙がっています。



●● 施策での取り組み ●●

① 情報提供の充実

- 知りたい情報が知りたいときに障害者とその家族に届くよう、広報や町のホームページのほか、関係機関と連携し、情報の提供を図ります。また、情報を効果的に提供するために、デジタル技術の活用や社会の変化に合わせた手段を検討し、情報の受け取りを容易にできるよう配慮するとともに、情報格差をなくすために、すべての人がデジタル技術を利用できるよう「誰一人取り残さない」、「人にやさしいデジタル化」を推進します。
- 障害者向けガイドブックを定期的に改訂し、制度改正の場合など、随時情報を更新できるように努め、障害者手帳所持者に配付します。

② 身近で専門的な相談支援体制の充実

- 障害の種別に関係なく、障害者のニーズに適切に対応できる「地域活動支援センター風の里」と身近な相談窓口としての活動団体の周知を促進します。現在、地域活動支援センターの認知度は高まっていますが、今後も障害者サロンの開催をはじめ、様々な機会を通じてを周知を継続していきます。
- 町やサービス事業所の相談担当職員や相談支援員の相談技術の向上のため、県や関係機関が主催する研修への積極的な参加及び参加の支援を行います。

③ 個別支援の充実（顔の見える関係づくりの構築）

- 障害者や支援を必要とする人の家庭を相談支援員などが訪問し、個々の状況に応じた積極的な個別支援を行います。

1-3 誰もが暮らしやすい住環境の整備

●● 施策を取り巻く環境 ●●

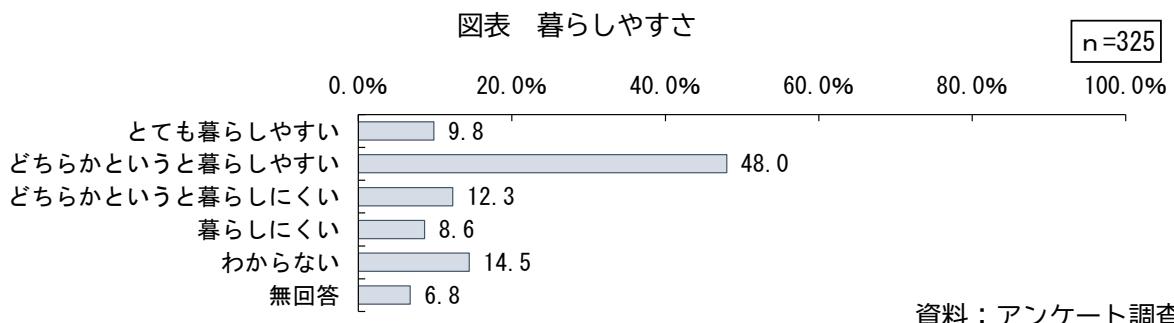
障害のある人が安全に安心して生活し、社会参加するためには、暮らしやすい住環境をはじめ、施設や道路、公共交通機関の整備とともに、移動手段や情報等の生活基盤の整備が不可欠です。

特に移動手段への対応は障害のある人の生活や社会参加を果たすうえで、大きな障壁となっています。

また、保護者の高齢化に伴い、「親亡き後」への不安についても課題であり、地域生活支援拠点等の整備と併せて、居住系サービスの基盤整備を働きかけるなど、居住の場の確保に努め、障害のある人が住み慣れた地域で親亡き後も安心して住み続けられるよう取り組む必要があります。

本町では、移動支援のほか、令和5年度から町民バスのデマンド運行を路線ごとに順次導入するなど、利便性の向上に努めており、今後はこうした取り組みとともに、障害特性に応じた住まいや施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用等、ソフト・ハードの両面から障害者が安心して生活できる福祉のまちづくりが求められます。

アンケート調査では、回答者の地域の暮らしやすさについて、「とても暮らしやすい」、「どちらかというと暮らしやすい」を合わせた6割近く（57.8%）の方は“暮らしやすい”と感じている一方で、障害別にみると、精神障害、精神通院の方は“暮らしやすい”と回答した方が4割程度と回答全体よりも低くなっていることから、障害特性に応じた支援ニーズを把握しながら、引き続き暮らしやすい生活基盤の整備を図っていく必要があります。



● ● 施策での取り組み ● ●

① ユニバーサルデザインの推進

- 住宅改修費の助成などを継続し、自立支援用具の支給などを支援します。
- 障害者（児）や高齢者のみならず、妊婦や子ども連れ、外国人等を含めたすべての人にとって利用しやすい施設等を目指し、国土交通省の「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」、宮城県の「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づいた公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進します。

② グループホームの事業所の確保

- 地域や関係団体、サービス提供事業所等へ理解と協力を呼びかけ、グループホームの新規事業所誘致を推進します。
- 難病患者や障害者が安心して住居を確保できるよう、公営住宅や民間の住宅など、既存の地域資源の活用や住居を確保しやすい仕組みを検討します。

③ 移動手段の充実

- 令和5年度より町民バスのデマンド運行を路線ごとに順次導入し、従来よりも自宅の近くで乗降車ができることにより利便性の向上が図られることで、移動支援につなげます。
- 通院や社会参加のための移動支援事業を継続するとともに、利用促進に向けて、相談支援センター等との情報交換により、必要な利用者にサービス提供できるよう取り組みます。

1-4 保健事業、医療サービスの充実

●● 施策を取り巻く環境 ●●

障害のある人が健康を維持していくためには、保健活動とともに地域で適切な医療を受けられる環境が欠かせません。

また、療育を必要とする児童が増えているため、発達に応じた相談支援や発達支援を行うための体制づくりが求められています。今後も住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域のリハビリテーションに関わるサービス機関や団体をはじめ、保健・医療・福祉の連携を図ることにより、障害のある人に対し必要な支援が十分提供できる保健・医療体制を充実していくことが課題となっています。

アンケート調査では、各障害で「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」ことを上位に挙げているほか、知的障害、発達障害・高次脳機能障害のある人では、「医師や看護師などに病気の症状を正しく伝えられない」、「医師や看護師などの指示や説明がよくわからない」といった意思疎通の問題を挙げています。

図表 医療やリハビリ時の困りごと（障害別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
身体障害 (n=212)	専門的な治療をしてくれる 病院が近くにない 23.1%	「医師や看護師などの指示や説明がよくわからない」 「いくつもの病院に通わなければならない」 10.8%（同率）	
知的障害 (n=55)	医師や看護師などに病気の 症状を正しく伝えられない 20.0%	医師や看護師などの指示や 説明がよくわからない 18.2%	専門的な治療をてくれる 病院が近くにない 14.5%
精神障害 (n=36)	専門的な治療をしてくれる 病院が近くにない 33.3%	医療費の負担が大きい 16.7%	医師や看護師などの指示や 説明がよくわからない 11.1%
精神通院 (n=57)	専門的な治療をてくれる 病院が近くにない 29.8%	医療費の負担が大きい 14.0%	医師や看護師などに病気の 症状を正しく伝えられない 10.5%
難病等 (n=44)	専門的な治療をてくれる 病院が近くにない 29.5%	いくつもの病院に 通わなければならぬ 11.4%	医師や看護師などの指示や 説明がよくわからない 9.1%
発達障害・ 高次脳機能障害 (n=37)	専門的な治療をてくれる 病院が近くにない 21.6%	「医師や看護師などに病気の症状を正しく伝えられない」 「医師や看護師などの指示や説明がよくわからない」 18.9%（同率）	

資料：アンケート調査

● ● 施策での取り組み ● ●

① 切れ目のない保健事業の推進

- 乳幼児期から学齢期、青年期、壮年期、高齢期まで、年齢に応じた健康診査や各種検診を継続し、心身の発育や発達、健康状態を把握し、病気や障害の早期発見に取り組みます。
- 健康診査等で発見された病気や障害の可能性について、配慮の必要な子どもに対しては、早期に適切な療育支援につながるよう、医療機関やサービス提供事業所、関係機関との連携を強化します。

② 精神疾患の予防と早期治療の推進

- 様々なストレスを要因とする精神疾患の予防と精神疾患の早期発見のため、県、地域、企業などと協力して、精神保健福祉相談の実施、精神疾患に関する正しい知識を学ぶ研修への参加促進を図ります。
- 精神障害のある人が安心して生活ができるよう保健体制による支援と併せて、障害福祉サービスが主体的に選択・利用できるよう支援します。

③ 地域医療の充実

- 病気や障害の種別に関わりなく、誰もが医療機関や自宅で安心して診療や指導を受けられるよう、南三陸病院・総合ケアセンター南三陸を拠点に専門医療機関などと有機的な連携を図るなど、地域医療の一層の充実を図ります。
- 少子高齢化による患者数の減少や医療従事者の確保等解決すべき諸課題に対し、公立病院として今後の地域医療のあり方について検討するとともに、県の示す地域医療構想や国が示した公立病院経営強化ガイドラインを踏まえ、持続可能な地域医療提供体制の確保に取り組みます。

④ 高齢化・重度化なども踏まえた医療と福祉の連携

- 障害のある人の高齢化や障害の重度化、支援している家族の高齢化に対応するため、通院手段の確保や在宅医療連携、医療と障害福祉サービス提供事業所との連携を高めるなど、医療依存度の高い方も地域での生活を継続できるよう、支援のあり方を検討します。

⑤ 医療的ケア児への対応

- 医療的ケア児及びその家族が地域で安心して暮らせるよう、町内における支援が必要な対象の把握に努め、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携のもと、切れ目のない支援体制を検討します。

1-5 地域安全対策の推進

●● 施策を取り巻く環境 ●●

暮らしの安全安心は、地域での暮らしを継続していくために、引き続き取り組みが求められる分野となっており、啓発活動等を通じて自助努力への意識を高めていく必要があります。

特に、障害のある人にとっては、日常生活だけでなく、災害時においても配慮が必要です。東日本大震災以降も大規模な自然災害が頻発している近年の状況を踏まえ、障害のある人や高齢者をはじめとする「避難行動要支援者」の避難に対応できる体制づくりの強化が求められます。

アンケート結果では、避難所で困ることとして、各障害で「薬や医療のこと」、「トイレのこと」、「食事のこと」を上位に挙げており、避難生活に対する不安を解消するための備えや配慮が望まれています。

また、知的障害、発達障害・高次脳機能障害のある人では、「コミュニケーションのこと」を上位に挙げており、医療を受けるときと同様に意思疎通への不安を挙げています。

図表 避難所で困りそなこと（障害別）

	第1位	第2位	第3位
身体障害 (n=212)	薬や医療のこと 58.5%	トイレのこと 56.6%	食事のこと 38.7%
知的障害 (n=55)	薬や医療のこと 52.7%	コミュニケーションのこと 50.9%	トイレのこと 47.3%
精神障害 (n=36)	薬や医療のこと 69.4%	食事のこと 50.0%	トイレのこと 47.2%
精神通院 (n=57)	薬や医療のこと 61.4%	食事のこと 50.9%	トイレのこと 49.1%
難病等 (n=44)	薬や医療のこと 70.5%	トイレのこと 50.0%	食事のこと 40.9%
発達障害・ 高次脳機能障害 (n=37)	コミュニケーションのこと 62.2%	避難所まで移動すること 56.8%	薬や医療のこと 54.1%

資料：アンケート調査

● ● 施策での取り組み ● ●

① 災害に備えた支援体制の整備

- 関係機関と協力し、震災を忘れずに個々の特性に合わせた準備の重要性を啓発します。また、「誰一人取り残さない」取り組みとして、防災に関する情報を誰もが正確に受け取ることができるよう、様々な媒体を活用して広く周知します。
- 介護保険施設や障害福祉施設などとの協議を進め、福祉避難所の指定の拡大を図るとともに、障害特性に配慮した避難生活を送ることができるよう、運営の充実に向けた検討を進めます。
- 避難行動要支援者台帳の情報更新と、避難支援の必要な難病患者や障害者の台帳登録の呼びかけを進めます。また、避難行動要支援者の障害者登録が少ない状況を踏まえ、登録の周知の徹底を図るとともに、各サービス提供事業所の協力をいただきながら避難行動要支援者登録の推進を図ります。

② 地域安全対策の推進

- 障害者団体などとも協力し、地域安全対策に難病患者や障害者の視点を取り入れていきます。
- 引き続き、関係機関等と連携し、地域安全指導員による見守り活動の実施や、身近な相談体制を一層周知することにより、障害者とその家族の犯罪被害の未然防止と早期解決を図ります。

基本方針2 障害者の成長と活動を支える

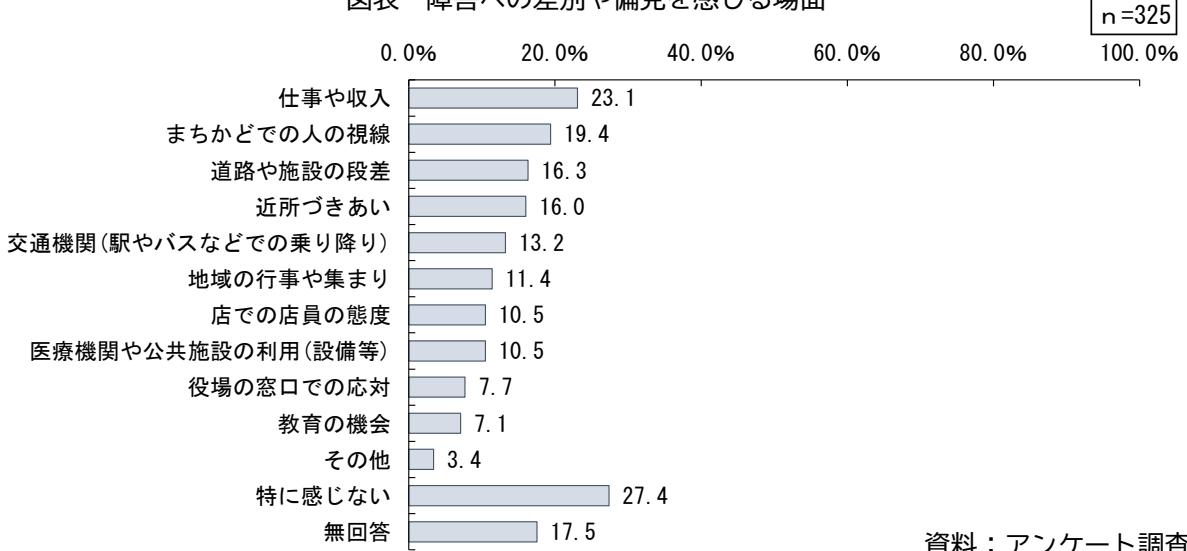
2-1 病気や障害の理解促進、人権尊重の推進

●● 施策を取り巻く環境 ●●

障害のある人が安心して地域で生活するためには、福祉サービスの充実だけではなく、住民一人ひとりが障害や疾病に対する理解を深める必要があります。平成28年(2016)4月の障害者差別解消法施行により、病気や障害に対する理解は徐々に広がってきていますが、依然として様々な場面で啓発が求められます。

アンケート調査では、「仕事や収入」、「まちかどでの人の視線」、「道路や施設の段差」が上位に挙がっており、引き続き、様々な場面で障害特性に応じた差別解消に取り組んでいく必要があります。

図表 障害への差別や偏見を感じる場面

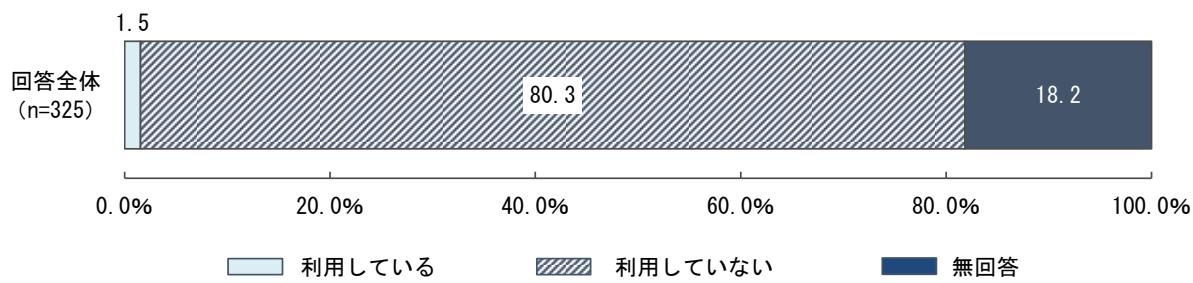


資料：アンケート調査

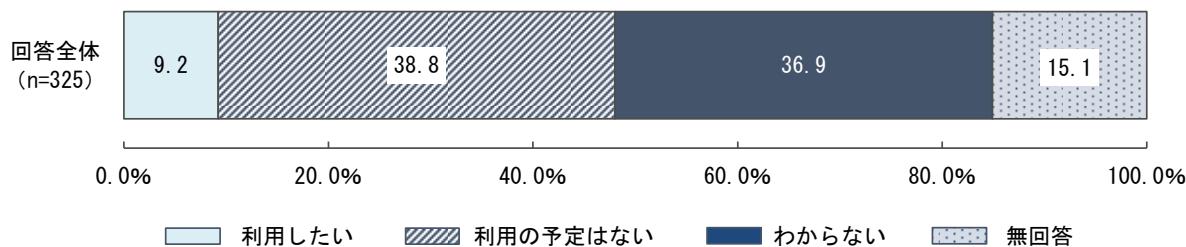
また、障害のある人や保護者の高齢化も進んでいるため、知的障害や精神障害などで判断能力が十分でない人の権利や財産を守るために取り組みがますます重要になっています。障害があっても、安心して地域での生活を続けることができるよう、支援を必要とする人が成年後見制度をはじめとした権利擁護を利用できる環境を引き続き進めていく必要があります。

アンケート調査では、成年後見人制度の利用について、現在では「利用している」が1.5%、「利用していない」が80.3%となっています。今後の利用については、「利用したい」が9.2%、「利用の予定はない」が38.8%、「わからない」が36.9%となっています。

図表 成年後見制度の利用・現在



図表 成年後見制度の利用・今後



●● 施策での取り組み ●●

① 病気や障害の正しい理解の普及

- 障害者及び家族向けのフォーラムや研修会、民生委員や保健福祉推進員への研修会、学校・町社協などで行う福祉健康まつりなどの機会を通じ、住民の病気や障害の正しい理解、特に外見から判断できない病気や障害についての理解を深めていきます。

② 相互理解に向けた交流の促進

- 社会生活における差別や偏見をなくし、障害への正しい理解を深めるために、各サービス提供事業所等とも連携しながら、引き続き相互理解に向けた取り組みを進めています。
- 障害のある人が外出しない、あるいはできないといった状況から地域で孤立することのないよう、地域におけるあらゆる活動（地域行事、学校行事、福祉、防災、環境、スポーツなど）において、障害者の参加しやすい環境づくりを行うなど、適切な準備・対応に努めます。

③ 障害者の権利擁護と成年後見制度の利用促進

- 判断能力が不十分な障害者の権利と財産を守るために、障害者本人やその家族、関係機関に対する広報、説明会、研修などを通じて、自己選択・自己決定を保障する成年後見制度と日常生活自立支援事業（まもりーぶ）の一層の周知を行います。

- 権利擁護事業などを必要な人に対して、利用促進につながるよう、関係機関と連携して働きかけていくとともに、成年後見制度利用促進計画に基づき、本人と法定後見人等を中心として日常的な支援を行う支援者の集まり（チーム）を構成し、個々の専門性を活かした助言・支援を構築します。

④ 虐待防止の推進

- 住民が障害者虐待防止に関する理解を深め、早期発見対応ができるよう啓発を行うとともに、「障害者虐待防止法」の趣旨及び内容について、関係機関・団体や住民への周知を図ります。

⑤ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及、利用促進

- 援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない人が、配慮を必要としていることを周囲の人に知らせる「ヘルプマーク」及び、困っていることや、支援が必要なことをうまく伝えられない病気や障害のある人が、周囲に支援を求める手段として活用する「ヘルプカード」の普及啓発を進め、理解と思いやりの心を醸成していきます。

⑥ 選挙における配慮

- より多くの住民に選挙に関する情報を提供することができるよう、効果的な情報発信手法を検討するほか、移動に困難を抱える住民にとってよりよい投票環境を構築できるよう努めます。

2-2 障害児の成長を支える保育・教育の充実

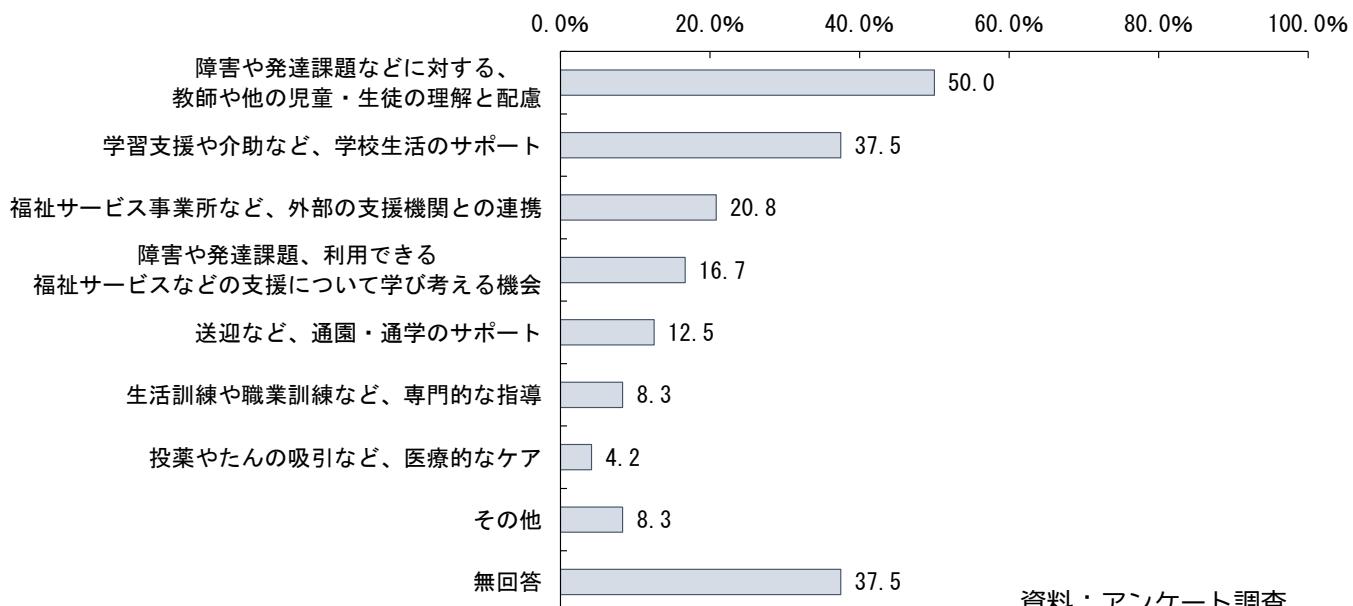
●● 施策を取り巻く環境 ●●

障害のある子ども一人ひとりが、その個性や能力を伸ばし、障害により学習の機会や選択肢が限定されることなく、障害特性や発達段階に応じた学びの機会を得ることができるように教育の場においては、適切な指導体制や教育環境の充実が求められています。

近年では、支援が必要な子どもが増えており、今後も情報発信とともに、きめ細やかな対応が必要とみられます。アンケート調査においても、保育所（園）や幼稚園、学校等に望むことについて、「障害や発達課題等に対する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮」が最も高くなっています。

図表 保育所（園）や幼稚園、学校等に望むこと

n=24



資料：アンケート調査

●● 施策での取り組み ●●

① 発達にかかる早期発見と早期支援の実施

- 乳幼児期における疾病の予防と早期発見に向けて、定期的な健康診査の受診を促すとともに、健康教育、健康相談、保健指導を引き続き実施します。
また、子どもの発達に不安を感じている保護者に寄り添い、地域で安心して子育てができるよう、保護者等への情報及び適切な福祉サービスの提供に努めます。
- 子どもの成長に応じた発達や障害の特性などの理解が深まるよう、あらゆる機会を活用し、保護者への的確な情報提供と個別相談を実施します。

② ライフステージで分断されることのない一貫した支援の推進

- 町内で統一した個別支援計画様式の内容、支援のあり方を検討するとともに、各サービスや教育の節目ごとに指導目標や支援方法の引き継ぎを確実に行い、乳幼児期、学齢期から卒業後の生活への円滑な移行を支援します。

③ 障害児保育・放課後支援等の日中活動の充実

- 集団保育が可能な障害児の保育を必要に応じて保育所で実施するとともに、保育士の技術研修と適正配置を継続します。特に保育士の人材が不足している状況が続いていることから、保育士人材バンクに登録を行う等、保育士や保育補助員の確保に努めます。
- 障害などのある子どもの放課後等デイサービス、日中活動の場の充実に努め、地域の同世代の子ども同士、障害者（大人）との交流などを通じて、障害児の心身の成長を支援します。

④ 特別支援教育の充実

- 町内の教職員を対象として特別支援教育研修会を開催し、合理的配慮やインクルーシブ教育に対する理解を深め、保育所、幼稚園、学校において、障害の有無に関わらず一緒に取り組む「統合教育・統合保育」（インクルーシブ教育システム）を基本に、「共に学ぶ教育推進モデル事業」のノウハウを活かした独自の保育及び教育を進めます。
- 特別支援教育コーディネーター連絡協議会において、各校における特別支援教育の情報交換や難聴学級について理解を深めることができる研修会を実施し、児童生徒一人ひとりの可能性の最大限の発揮につながるよう取り組みます。

2-3 障害者の自己実現を応援する環境づくり

●● 施策を取り巻く環境 ●●

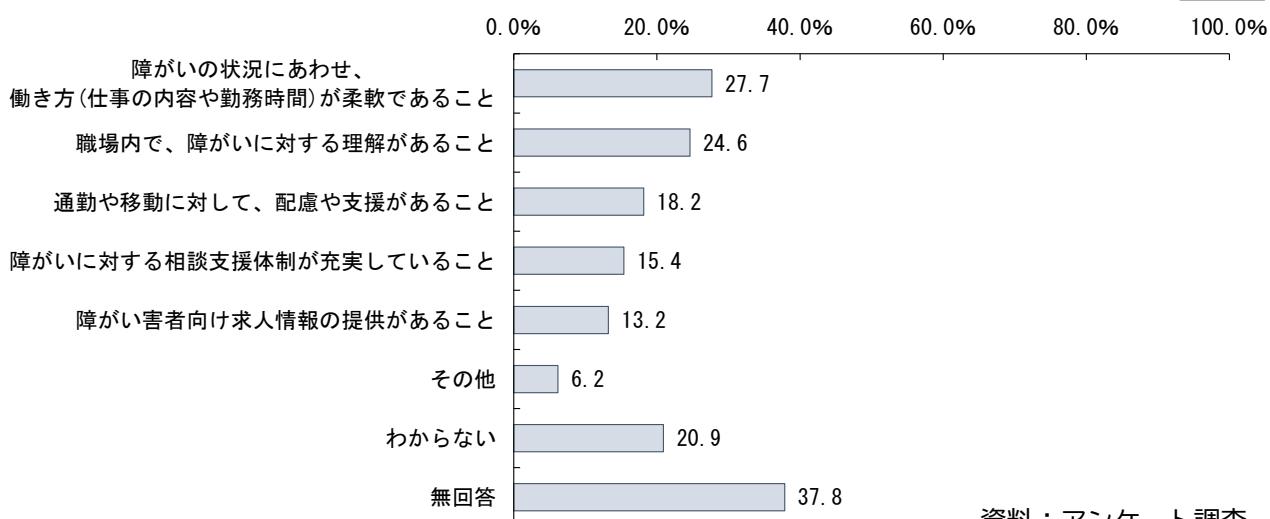
障害のある人もない人も、就労は社会の一員として社会参加し、生きがいを持って自立した生活を送る面からも極めて重要です。

そのため、生活訓練を含む福祉的就労から一般就労まで、本人の意思に沿った就労ができるよう、事業主等への理解促進と働く場の拡大に向けて関係機関と連携した取り組みを推進していくことが求められます。

アンケート調査では、「障害の状況にあわせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)が柔軟であること」、「職場内で、障害に対する理解があること」、「通勤や移動に対して、配慮や支援があること」を必要な配慮として望んでいます。

図表 仕事時の配慮について

n=325



資料：アンケート調査

●● 施策での取り組み ●●

① 多様な働き方の支援

- 地域活動支援センターの充実に向けて、サービス事業所と連携して受注業務の拡大に引き続き取り組みます。また、町役場からの委託業務の拡大を検討します。

② 障害者の一般就労を促進する環境づくり

- 雇用の促進に向けて、雇用を支援する各種制度を町内の企業や関係機関に広く周知するとともに、障害者試行雇用事業や実習の受け入れ、ジョブコーチの確保を働きかけます。
- 改正障害者差別解消法の施行（令和6年4月1日）までに、民間事業者において、障害特性や合理的配慮の具体例等をあらかじめ理解したうえで、個々の場面ごとに柔軟に対応できるよう、取組事例の提供など、より一層の周知啓発を行います。

③ 障害者の経済的自立を応援する物品等の調達

- 本町の調達方針を毎年度策定し、町ホームページなどにおいて、広く住民に周知するよう努めます。

④ 障害者が参加しやすい地域活動の環境づくり

- 障害者が地域に参加する機会を広げていくために、障害のある人のニーズを踏まえながら、地域に参加できる機会づくりを関係機関や地域と連携しながら引き続き取り組んでいきます。

第5章 第7期障害福祉計画

第5章 第7期障害福祉計画

第1節 障害福祉計画について

1 第7期障害福祉計画へ盛り込む内容

本計画は、本町の障害者が、生涯を通じて自立した生活を送ることができ、地域生活での支援や一般就労への支援、相談支援等のサービス提供体制の確保に関する目標等を定めるものです。

第7期障害福祉計画では、第6期（令和3年度から令和5年度）にかかる各年度のサービス見込量についての点検・評価を行い、その結果を踏まえて内容を見直し、令和6年度から令和8年度までの計画を定めます。

なお、国の基本指針に基づき、第7期障害福祉計画に盛り込む内容は、次のとおりです。

(1) 基本方針の見直し（主な事項）

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ・強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実
- ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・グループホームにおけるひとり暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性
及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取り組み

④ 地域における相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの推進
- ・地域づくりに向けた協議会の活性化

⑤ 障害者等に対する虐待の防止

- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

-
- ⑥ 地域共生社会の実現に向けた取り組み
 - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進
 - ⑦ 障害福祉サービスの質の確保
 - ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
 - ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施
 - ⑧ 障害福祉人材の確保・定着
 - ・ICT の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
 - ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
 - ⑨ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
 - ・障害福祉 DB の活用等による計画策定の推進
 - ・市町村内により細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
 - ⑩ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
 - ⑪ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
 - ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
 - ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
 - ⑫ その他：地方分権提案に対する対応
 - ・計画期間の柔軟化
 - ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

（2）成果目標（令和 8 年度末の目標）

- ① 施設入所者の地域生活への移行
 - ・地域移行者数：令和 4 年度末施設入所者数の 6 %以上
 - ・施設入所者数：令和 4 年度末の 5 %以上削減
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数：325.3 日以上（県で設定）
- ③ 地域生活支援の充実
 - ・地域生活支援拠点等の設置か所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間実施回数の見込み
 - ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行者数：令和 3 年度実績の 1.28 倍以上
 - ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所：就労移行支援事業所の 5 割以上【新規】

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保(複数市町村による共同設置も可)
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制の構築

資料：「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要をもとに作成

第2節 第7期計画における成果目標の設定

計画期間における成果目標を次のとおり設定します。

1 施設入所者の地域生活への移行

本町では、本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援等も得ながら、国の基本指針に基づき、施設入所者の地域生活への移行を目指します。

図表 施設入所者の地域生活への移行

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
令和4年度末の施設入所者数(A)	26人	・令和4年度末時点の施設入所者数
令和8年度末の施設入所者数(B)	24人	・令和8年度末時点の施設入所見込み人員 (令和4年度末の5%以上削減)
【目標値】 地域生活移行者数 地域移行率	2人 (7.7%)	・令和4年度末施設入所者数の6%以上 (7人以上)を地域生活へ移行

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

精神障害者に対する包括的な支援を行えるようにするため、保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場を設置します。

図表 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
【目標値】 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1か所	
【目標値】 開催回数	2回	
【目標値】 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	1人	・住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、令和8年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定
【目標値】 協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	

(2) 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制を整備することによって地域生活への移行が可能であると考えられます。

計画期間においては、次のとおり精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援等、障害福祉サービスの利用を見込みます。

図表 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
【目標値】 精神障害者の 地域移行支援利用者数	1人	・現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定
【目標値】 精神障害者の 地域定着支援利用者数	1人	
【目標値】 精神障害者の 共同生活援助利用者数	12人	
【目標値】 精神障害者の 自立生活援助利用者数	0人	

3 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等の整備

本町では、令和8年度末までに地域において機能を分担する「面的整備」として整備を進めます。

今後は、機能の充実のために運用状況の検証を行い、引き続き南三陸町障害者自立支援協議会等の関係機関と連携しながら、地域の状況を把握したうえで、地域生活支援拠点等の充実に努めます。

図表 地域生活支援拠点等の整備

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	1か所	・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
【目標値】 コーディネーター配置	1人	
【目標値】 運用状況の検証・検討	年1回以上	

(2) 強度行動障害者への支援体制整備

支援体制について検討を行いながら、計画期間内に町単独での整備を目指します。

図表 強度行動障害者への支援体制整備

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
【目標値】 強度行動障害者への 支援体制整備	体制構築	・令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること

4 福祉施設からの一般就労への移行等

一般就労への移行にあたっては、相談支援やサービス提供事業所をはじめ、ハローワーク、県及び関係機関と連携を図りながら、一般就労を希望する方への不安解消に努めるとともに、企業等へ働きかけ、法定雇用率をはじめ、障害者の一般就労に向けた理解促進に努めます。

また、障害の多様性や高齢化といった現在のサービス利用者の状況や雇用環境を踏まえ、令和6年度より新たに提供される就労選択支援、サービス提供事業所等とともに、本町の現況に即した就労の選択、一般就労への移行及び職場定着を進めます。

(1) 福祉施設から一般就労への移行者数

図表 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
令和3年度の 一般就労移行者数	1人	・令和3年度に一般就労した者の数
【目標値】 令和8年度末の 一般就労移行者数	3人	・令和8年度末までに令和3年度実績の1.28倍以上

(2) 雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築

図表 雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
【目標値】 雇用や福祉等の関係機関が 連携した支援体制の構築	体制構築	・南三陸町障害者自立支援協議会に就労支援部会等を設けるなど、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築が進むよう取り組みを進めること

(3) 就労移行支援事業における一般就労への移行者数

図表 就労移行支援事業における一般就労への移行者数

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
令和3年度末の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	1人	・令和3年度末において就労移行支援事業所から一般就労へ移行した者の数
【目標値】 令和8年度末の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	2人	・令和8年度末までに令和3年度一般就労への移行実績の1.31倍以上

(4) 就労継続支援事業における一般就労への移行者数

図表 就労継続支援事業における一般就労への移行者数

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
令和8年度末の就労継続支援事業の一般就労への移行者数	A型事業 0人 B型事業 1人	・就労継続支援事業の事業目的等鑑み、就労継続支援A型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上

(5) 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

図表 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
令和3年度末の就労定着支援事業利用者数	1人	・令和3年度実績の1.41倍以上
【目標値】 令和8年度末の就労定着支援事業利用者数	2人	
【目標値】 令和8年度末の就労定着率5割以上の事業所数	1事業所	・令和8年度末までに就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること
【目標値】 令和8年度末の就労定着率7割以上の事業所数	1事業所	・令和8年度末までに就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とすること

5 相談支援体制の充実・強化等

本町において、相談体支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

(1) 基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施

図表 基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
【目標値】 基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施	体制確保	・令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、基本指針に掲げる相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること
【目標値】 専門的な指導・助言件数	10件	
【目標値】 人材育成の支援件数	2件	
【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	5回	

(2) 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

図表 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
【目標値】 個別事例の検討件数	3件	・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保すること

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

本町の障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、「請求の過誤をなくすための取り組み」や適正な運営を行っている事業所を確保していくこと等により、障害福祉サービス等の質の向上のための体制を構築します。

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への町職員の参加人数

図表 障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への町職員の参加人数

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
【目標値】 障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への町職員の参加人数	2人	・令和8年度末までに、基本指針に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制の構築

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる関係自治体等との共有

図表 障害者自立支援審査支払等システムによる関係自治体等との共有

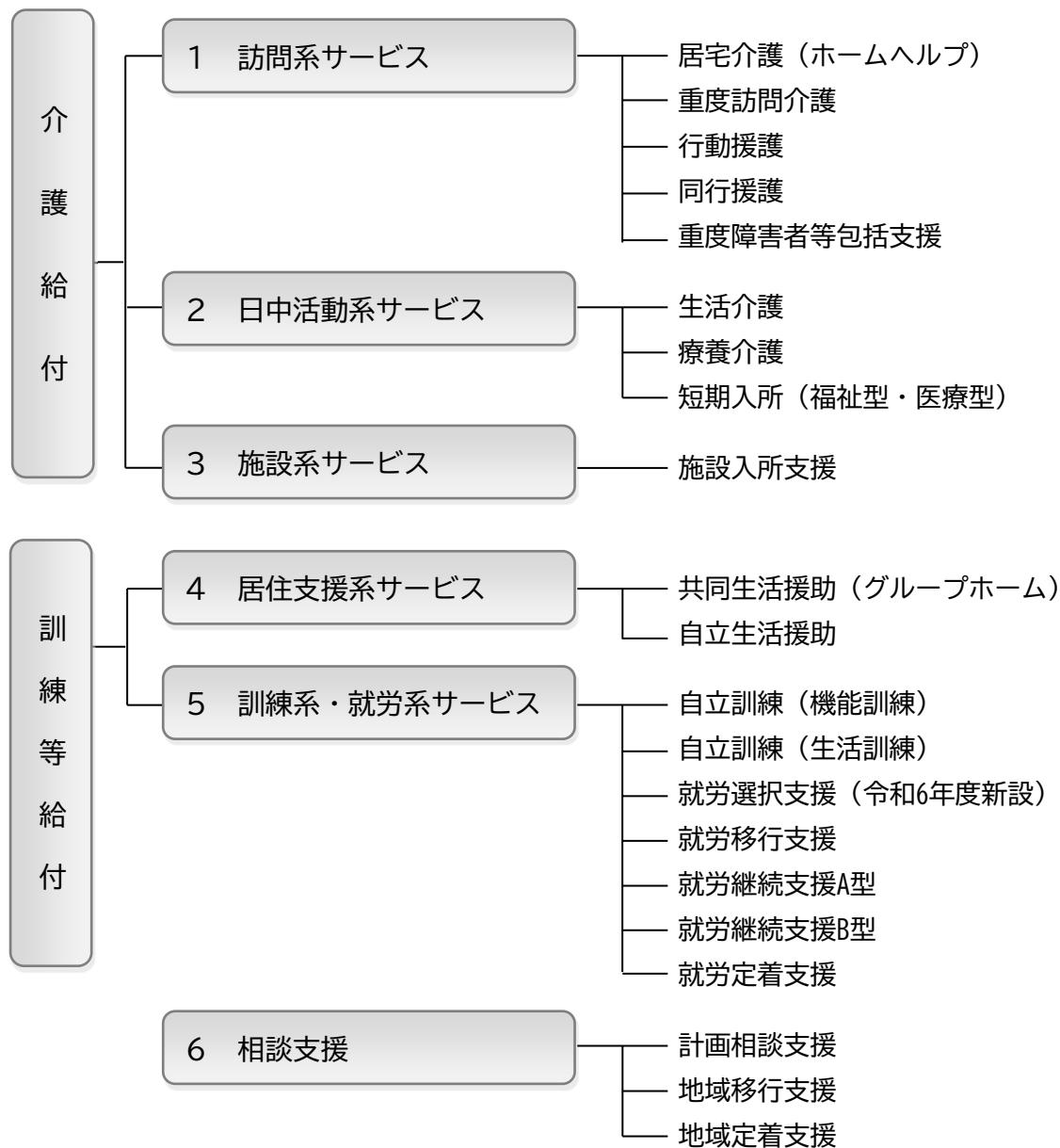
項目	成果目標	国の基本指針による考え方
【目標値】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の有無	有	・令和8年度末までに、基本指針に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制の構築
【目標値】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数	2回	

第3節 障害福祉サービスの見込み量及び確保の方策

本町は、令和8年度の目標値の実現と障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な提供に向けて、地域の実情やサービス利用状況、新たなサービス対象者等を勘案しつつ、計画期間における適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めていきます。

なお、障害福祉サービスは、大きく「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「施設系サービス」、「居住支援系サービス」、「訓練系・就労系サービス」、「相談支援」の6つに分けることができます。

図表 障害福祉サービスの体系



1 訪問系サービス（1か月当たりの利用見込み）

[サービス概要]

事業名	内容
居宅介護	自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害、もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障害で移動に困難を有する障害のある人などを対象に、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、訪問系サービスの利用状況について、利用人数は減少し利用時間数は増加していますが、どちらも計画値を下回る推移となっています。
- また、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援においては、利用者がいない状態です。

項目	単位	第5期			第6期		
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	計画値	利用人数 (実人/月)	20	20	20	16	17
	実績		12	14	14	14	13
	計画値	利用時間数 (延時間/月)	120	120	120	74	78
	実績		64.0	62.8	64.3	66.2	69.8
平均利用時間（時間/人）			5.3	4.5	4.6	4.7	5.4
70.0							

※実績値は各年度の月平均値

[第7期のサービス見込量の設定]

項目	単位	第7期		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
居宅介護	利用人数（実人/月）	13	14	14
	利用時間数（延時間/月）	70	70	70
重度訪問介護	利用人数（実人/月）	0	0	0
	利用時間数（延時間/月）	0	0	0
同行援護	利用人数（実人/月）	1	1	1
	利用時間数（延時間/月）	1	1	1

項 目	単 位	第 7 期		
		令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
行 動 援 護	利用人数（実人/月）	0	0	0
	利用時間数（延時間/月）	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用人数（実人/月）	0	0	0
	利用時間数（延時間/月）	0	0	0

[見込み量の設定]

- 第 7 期より、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスごとに見込み量を設定します。
- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「実人/月」見込みについては、第 6 期の利用実績から計画期間の人数を推計しました。
- 住宅介護の「延時間/月」見込みについては、第 6 期の利用時間の最大値（70.0 時間）を乗じて算定しました。
- 同行援護の「延時間/月」見込みについては、第 6 期の利用時間（1.0 時間）を乗じて算定しました。
- 重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の「実人/月」見込みについては、第 5 期・第 6 期ともに利用実績がないことから、計画期間においても利用見込みがないものと見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 引き続き見込み量を十分確保できるよう、町内及び気仙沼圏域、近隣自治体との広域的な調整を行い、計画期間のサービス提供基盤、人材の確保に取り組みます。
- 在宅での自立した生活を支えるサービスとして多様なニーズが想定されるため、障害特性に応じた人材の育成等、サービスの質の向上に努めながら、利用促進を図ります。

2 日中活動系サービス（1か月当たりの利用見込み）

（1）生活介護

[サービス概要]

事業名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在の利用状況は、令和4年度は増加がみられましたが、利用人数・利用日数ともに減少に転じ、計画値を下回る推移となっています。

項目	単位	第5期			第6期		
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
生活介護	計画値	70	80	80	65	65	65
	実績	65	65	65	61	62	60
	計画値	1,470	1,680	1,680	1,255	1,255	1,255
	実績	1,255	1,249	1,250	1,191	1,213	1,200
平均利用日数（日/人）		19.3	19.2	19.2	19.5	19.6	20.0

※実績値は各年度の月平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]

サービス種別	単位	第7期		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
生活介護	利用人数（実人/月）	60	60	59
	利用日数（延人日/月）	1,200	1,200	1,180
重度障害者	利用人数（実人/月）	0	0	0
	利用日数（延人日/月）	0	0	0
重度障害者以外	利用人数（実人/月）	60	60	59
	利用日数（延人日/月）	1,200	1,200	1,180

[見込み量の設定]

- 第7期より、重度障害者のサービス利用について見込み量を設定します。
- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第6期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。
- 令和6年度から令和8年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」にこれまでの利用実績状況（平均20日）を掛けて算定しました。

[見込み量確保の方策]

- 引き続き見込み量を十分確保できるよう、町内及び気仙沼圏域、近隣自治体との広域的な調整を行い、計画期間のサービス提供基盤、人材の確保に取り組みます。

- 今後も日中活動の場の確保、充実を図るために、サービス提供事業所と連携し、利用者のニーズに対応した質の高いサービスが提供できるよう人材の確保と質の高いサービス提供への支援に取り組みます。

(2) 療養介護

[サービス概要]

事 業 名	内 容
療 養 介 護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をしています。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、利用人数において計画値通りの推移がみられます。

項 目	単 位	第5期			第6期		
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
療 養 介 護	計画値	6	6	6	7	7	7
	実 績	6	7	7	7	7	7

※実績値は各年度の月平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]

項 目	単 位	第7期		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
療 養 介 護	利用人数(実人/月)	7	7	7

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第6期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。

[見込み量確保の方策]

- 計画期間のサービス提供基盤として、見込み量を十分確保できるよう、医療機関と協力して適切なサービスの提供に努め、引き続きサービス基盤、人材の確保に取り組みます。
- 療養介護については、18歳以上の重症心身障害の入所者が対象者となることや利用者の高齢化、今後の障害者の高齢化や家庭環境の変化に伴い、常時介護を必要とする人が増える可能性があるため、引き続き見込み量の確保に努めます。

(3) 短期入所

[サービス概要]

事業名	内 容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

- 福祉型の利用状況は、利用人数は増加がみられますが、計画値を下回る推移となっています。また利用日数については減少傾向にあり、令和4年度以降は計画値を下回る推移となっています。
- 医療型の利用状況は、令和5年度現在、計画期間において利用者がいない状態です。

項目	単位	第5期			第6期		
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
短期入所 (福祉型)	計画値	利用人数	25	25	25	13	13
	実績	(実人/月)	12	13	13	5	7
	計画値	利用日数	100	100	100	21	21
	実績	(延人日/月)	22	18	20	24	10
平均利用日数(日/人)		1.8	1.4	1.5	4.8	1.4	1.4
短期入所 (医療型)	計画値	利用人数	-	-	-	0	0
	実績	(実人/月)	2	0	0	0	0
	計画値	利用日数	-	-	-	0	0
	実績	(延人日/月)	0.6	0	0	0	0
平均利用日数(日/人)		0.3	-	-	-	-	-

※実績値は各年度の月平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]

サービス種別	単位	第7期		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
短期入所 (福祉型+医療型)	利用人数(実人/月)	8	8	8
	利用日数(延人日/月)	20	20	20
重度障害者	利用人数(実人/月)	0	0	0
	利用日数(延人日/月)	0	0	0
重度障害者以外	利用人数(実人/月)	8	8	8
	利用日数(延人日/月)	20	20	20
短期入所 (福祉型)	利用人数(実人/月)	8	8	8
	利用日数(延人日/月)	20	20	20
重度障害者	利用人数(実人/月)	0	0	0
	利用日数(延人日/月)	0	0	0
重度障害者以外	利用人数(実人/月)	8	8	8
	利用日数(延人日/月)	20	20	20

サービス種別	単位	第7期		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
短期入所 (医療型)	利用人数(実人/月)	0	0	0
	利用日数(延人日/月)	0	0	0
重度障害者	利用人数(実人/月)	0	0	0
	利用日数(延人日/月)	0	0	0
重度障害者以外	利用人数(実人/月)	0	0	0
	利用日数(延人日/月)	0	0	0

[見込み量の設定]

(福祉型)

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第6期の利用人数推移状況から計画期間の人数を各年利用者8人としました。
- 令和6年度から令和8年度までの「延人日/月」見込みについては、第6期の利用日数推移状況から計画期間の日数を20日としました。

(医療型)

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについて、第5期・第6期ともに利用実績がないことから、計画期間においても利用見込みがないものと見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 引き続き見込み量を十分確保できるよう、町内及び気仙沼圏域、近隣自治体との広域的な調整を行い、計画期間のサービス提供基盤、人材の確保に取り組みます。
- 短期入所については、緊急時の対応や介助者自身の高齢化に伴うレスパイト機能（介助者の負担軽減）となるサービスの重要性を鑑み、必要と思われる量の確保に引き続き努めていくことが望まれます。

3 施設系サービスの見込み量

(1) 施設入所支援

[サービス概要]

事業名	内 容
施設入所支援	常時介護を必要とする人に対し、主に夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、利用人数の減少がみられ、計画値を下回る推移となっています。

項目	単位	第5期			第6期		
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
施設入所支援	計画値	34	33	32	30	30	29
	実績	33	32	33	27	26	26

※実績値は各年度の月平均値



[第7期のサービス見込み量の設定]

項目	単位	第7期		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
施設入所支援	利用人数(実人/月)	26	25	24

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度の「実人/月」見込については、令和4年度末の末時点の施設入所者（26人）より5%以上（2人）とし、24人を見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 施設入所支援については、本人や家族の意向を尊重しながら、地域移行支援、地域定着支援などの活用を促すなどとし、より地域で生活することを後押しします。
- グループホームでの対応が困難な入所希望者など、施設を必要とする方に対し、適切なサービスが提供されるようサービス提供事業所と連携を図り、受入体制を確保します。

4 居住支援系サービスの見込み量

(1) 共同生活援助

[サービス概要]

事業名	内容
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、利用人数の増加がみられ、計画値と同様、もしくは上回る推移となっています。

項目	単位	第5期			第6期		
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
共同生活援助	計画値	25	25	25	23	24	25
	実績	22	23	23	24	25	25

※実績値は各年度の月平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]

サービス種別	単位	第7期		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
共同生活援助	利用人数(実人/月)	25	25	26
重度障害者	利用人数(実人/月)	0	0	0
重度障害者以外	利用人数(実人/月)	25	25	26

[見込み量の設定]

- 第7期より、重度障害者のサービス利用について見込み量を設定します。
- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第6期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。

[見込み量確保の方策]

- 共同生活援助は、施設からの地域移行を図るために不可欠のサービスです。引き続き、積極的に整備が図られるよう、町内及び気仙沼圏域の事業所へ働きかけを行い、必要となる施設、人材の確保に取り組みます。
- 住まいの確保は、地域での自立した生活を目指すうえで引き続き重要となります。そのため整備にあたっては、訪問・訓練・就労系サービス等、地域での自立を支える各種サービスの充実を図るとともに、地域生活支援拠点等の整備を推進するうえで、相談支援や緊急時の対応等に総合的に取り組む必要があります。

(2) 自立生活援助

[サービス概要]

事業名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、計画期間において利用者がいない状態です。

項目	単位	第5期			第6期		
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
自立生活援助	計画値	0	0	0	0	1	2
	実績	0	0	0	0	0	0

※実績値は各年度の月平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]



項目	単位	第7期		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
自立生活援助	利用人数(実人/月)	0	0	0

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについて、第5期・第6期ともに利用実績がないことから、計画期間においても利用見込みがないものと見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 引き続き見込み量を十分確保できるよう、町内及び気仙沼圏域、近隣自治体との広域的な調整を行い、計画期間のサービス提供基盤、人材の確保に取り組みます。
- サービス対象となる障害者支援施設や共同生活援助等から、ひとり暮らしを希望する障害者、宿泊型自立訓練を利用している人の利用ニーズを定期的に把握し、適切なサービス利用につなげます。

5 訓練系・就労系サービスの見込み量

(1) 自立訓練（機能訓練）

[サービス概要]

事業名	内 容
自立訓練 (機能訓練)	身体障害を有する者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、計画期間において利用者がいない状態です。

項目	単位	第4期			第6期		
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
自立訓練 (機能訓練)	計画値	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0
	実績		0	0	0	0	0
	計画値	利用日数 (延人日/月)	0	0	0	0	0
	実績		0	0	0	0	0
平均利用日数(日/人)		-	-	-	-	-	-

※実績値は各年度の月平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]

項目	単位	第7期		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
自立訓練 (機能訓練)	利用人数(実人/月)	0	0	0
	利用日数(延人日/月)	0	0	0

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについて、第5期・第6期ともに利用実績がないことから、計画期間においても利用見込みがないものと見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 入所施設や病院から地域生活移行を促進するために、気仙沼圏域・近隣自治体及びサービス提供事業所と連携を図り、生活能力の維持・向上などの支援を必要とする人の把握に努め、引き続き適切なサービス提供基盤、人材の確保に取り組みます。

(2) 自立訓練（生活訓練）

[サービス概要]

事業名	内容
自立訓練 (生活訓練)	知的障害または精神障害を有する者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、計画期間において利用者がいない状態です。

項目	単位	第5期			第6期		
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
自立訓練 (生活訓練)	計画値	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0
	実績		0	0	0	0	0
	計画値	利用日数 (延人日/月)	0	0	0	0	0
	実績		0	0	0	0	0
平均利用日数(日/人)		-	-	-	-	-	-

※実績値は各年度の月平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]

項目	単位	第7期		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
自立訓練 (生活訓練)	利用人数(実人/月)	0	0	0
	利用日数(延人日/月)	0	0	0

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについて、第5期・第6期ともに利用実績がないことから、計画期間においても利用見込みがないものと見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 引き続き見込み量を十分確保できるよう、町内及び気仙沼圏域、近隣自治体との広域的な調整を行い、計画期間のサービス提供基盤、人材の確保に取り組みます。
- 入所施設や病院から地域生活移行を促進するために、気仙沼圏域・近隣自治体及びサービス提供事業所と連携を図り、生活能力の維持・向上などの支援を必要とする人の把握に努めます。

(3) 就労選択支援

[サービス概要]

事 業 名	内 容
就労選択支援	就労を希望する障害者が、就労支援サービスを利用し始める段階で就労アセスメントの機会を設けることにより、希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担います。

[第7期のサービス見込み量の設定]

項 目	単 位	第7期		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
就労選択支援	利用人数(実人/月)	—		

[見込み量の設定]

- 新設される就労選択支援の施行時期が、令和7年10月1日予定であるため、令和6年度の「実人/月」は見込みませんが、令和7年度以降は、就労系サービスの利用や一般就労へ移行する際の利用（各年度1人）を見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 就労を希望する利用者が、本人の希望に添った選択ができるよう、関係機関やサービス提供事業所と連携を図り、適切なサービス提供基盤を確保します。

(4) 就労移行支援

[サービス概要]

事業名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、利用人数・利用日数ともに減少がみられますが、計画値を上回る推移となっています。

項目	単位	第5期			第6期		
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
就労移行支援	計画値	利用人数 (実人/月)	2	2	3	3	3
	実績		5	3	3	6	4
	計画値	利用日数 (延人日/月)	40	40	60	33	33
	実績		36	31	33	71	53
平均利用日数(日/人)		7.2	10.3	11.0	11.8	13.3	12.5

※実績値は各年度の月平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]

項目	単位	第7期		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
就労移行支援	利用人数(実人/月)	5	5	6
	利用日数(延人日/月)	60	60	72

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第6期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。
- 令和6年度から令和8年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」にこれまでの利用実績状況(平均12日)を掛けて算定しました。

[見込み量確保の方策]

- 引き続き見込み量を十分確保できるよう、町内及び気仙沼圏域、近隣自治体との広域的な調整を行い、計画期間のサービス提供基盤、人材の確保に取り組みます。
- 本サービスは就労を通じて障害者の自立を図っていくためにも、利用促進を図る必要があり、近隣自治体においては、情報通信技術を活用したリモートによる訓練も行われているため、町内における一般就労支援のあり方について検討し、新たに創設される就労選択支援との連携を図りながら、利用者の希望を叶える就労機会の確保に努めます。

(5) 就労継続支援（A型）

[サービス概要]

事業名	内容
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型は事業者との雇用契約があるサービスです。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、利用人数・利用日数とともに増加がみられ、令和5年度は計画値を上回る推移となっています。

項目	単位	第5期			第6期		
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
就労継続支援 (A型)	計画値	利用人数 (実人/月)	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2	1	1	3
	計画値	利用日数 (延人日/月)	40	40	40	41	41
	実績	41	41	41	17	20	54
平均利用日数(日/人)		20.5	20.5	20.5	17.0	20.0	18.0

※実績値は各年度の月平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]



項目	単位	第7期		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
就労継続支援 (A型)	利用人数(実人/月)	3	3	3
	利用日数(延人日/月)	66	66	66

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第6期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。
- 令和6年度から令和8年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」に1か月に利用可能な日数（22日）を掛けて算定しました。

[見込み量確保の方策]

- 引き続き見込み量を十分確保できるよう、町内及び気仙沼圏域、近隣自治体との広域的な調整を行い、計画期間のサービス提供基盤、人材の確保に取り組みます。
- 就労継続支援は、障害特性の多様化、利用者の高齢化に伴い、雇用環境とともに、ニーズも多様化しています。そのため新たに創設される就労選択支援との連携を図り、作業等を選択して事業所を選べるよう、機会の充実に努めます。

(6) 就労継続支援（B型）

[サービス概要]

事業名	内容
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 B型は雇用契約がないサービスで、雇用契約を結んでの就業が困難な方が対象です。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、利用日数・利用人数ともに増加がみられ、計画値を上回る推移となっています。

項目	単位	第5期			第6期		
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
就労継続支援 (B型)	計画値	利用人数 (実人/月)	13	14	15	13	13
	実績		11	13	13	14	16
	計画値	利用日数 (延人日/月)	292	315	337	240	240
	実績		208	235	240	264	276
平均利用日数(日/人)			18.9	18.1	18.5	18.9	17.3
							17.0

※実績値は各年度の月平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]

項目	単位	第7期		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
就労継続支援 (B型)	利用人数(実人/月)	17	18	18
	利用日数(延人日/月)	298	315	315

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第6期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。
- 令和6年度から令和8年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」にこれまでの利用実績状況（平均17.5日）を掛けて算定しました。

[見込み量確保の方策]

- 引き続き見込み量を十分確保できるよう、町内及び気仙沼圏域、近隣自治体との広域的な調整を行い、計画期間のサービス提供基盤、人材の確保に取り組みます。
- 新たに創設される就労選択支援との連携を図り、利用者の希望を叶える働く場や生産活動の機会を提供し、知識及び能力の向上を図るとともに、作業等を選択して事業所を選べるよう、機会の充実に努めます。

(7) 就労定着支援

[サービス概要]

事業名	内容
就労定着支援	一般就労した障害者が、職場に定着でき、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、利用人数は増加傾向にあり、計画値を上回る推移となっています。

項目	単位	第5期			第6期		
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
就労定着支援	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績	0	1	1	1	4	2

※実績値は各年度の月平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]

項目	単位	第7期		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
就労定着支援	利用人数(実人/月)	2	2	2

[見込み量の設定]

- 今後一般就労へ移行する方への就労定着を2人見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 就労移行支援、就労継続支援（A・B型）のサービス提供事業所と連携し、サービスの利用状況、一般就労へ移行する方の把握、適切なサービス利用につなげるとともに、提供基盤を確保します。

6 相談支援の見込み量

(1) 計画相談支援

[サービス概要]

事業名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害者及び地域相談支援を利用する障害者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画の作成、利用状況の検証、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者施設に入所している障害者や入院している精神障害者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、計画相談支援では令和4年度に大きく減少し、計画値を下回る推移となっています。
- 地域移行支援、地域定着支援にうちては、ともに計画期間において利用者がいない状態です。

項目	単位	第5期			第6期		
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
計画相談支援	計画値	120	120	120	124	125	126
	実績	114	118	120	117	72	83
地域移行支援	計画値	1	1	2	1	1	1
	実績	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	計画値	0	0	0	1	1	1
	実績	0	0	0	0	0	0

※各年度3月末現在、第5期の実績は、4月利用分から6月利用分の平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]



項目	単位	第7期		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
計画相談支援	利用人数(人)	84	86	88
地域移行支援	利用人数(人)	0	0	0
地域定着支援	利用人数(人)	0	0	0

[見込み量の設定]

(計画相談支援)

- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「実人/月」見込みについては、第 6 期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。

(地域移行支援)

- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「実人/月」見込みについては、第 5 期・第 6 期ともに利用実績がなく、計画期間においても利用見込みがないものと見込みます。

(地域定着支援)

- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「実人/月」見込みについては、第 5 期・第 6 期ともに利用実績がなく、計画期間においても利用見込みがないものと見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 関係機関や南三陸町障害者自立支援協議会と連携して、適切なケアマネジメントを実施し、個々のサービス利用者の生活の質の向上を図ります。
- 適切な障害福祉サービスの利用や円滑な地域生活移行を支援するために、相談支援事業所の確保や地域生活支援者の把握に努めます。
- サービスを必要とする方のニーズに対応するためにも、引き続きサービス提供事業所や関係機関と連携し、提供体制の整備を図り相談支援の充実強化を推進します。

第4節 地域生活支援事業サービスの見込み量

1 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本町の地域資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

図表 主な地域生活支援事業

サービス	事業の内容	対象者
○相談支援事業【必須】 障害者・障害児の保護者や障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供などを行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行う。		身・知・精・児
○成年後見制度利用支援事業【必須】 障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障害者等に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障害者等の権利擁護を図る。		知・精
○コミュニケーション支援事業【必須】 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図るために支障がある障害者に、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する。		身
○日常生活用具給付事業【必須】 重度障害者等に対し、日常生活用具の給付をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図る。		身・知・児
○移動支援事業【必須】 屋外での移動が困難な障害者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のため、外出時の移動を支援する。		身・知・精・児
○地域活動支援センター事業【必須】 地域活動支援センターを通じて、障害者に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図る。		身・知・精
○日中一時支援事業【任意】 自宅で介護を行っている者が、病気や冠婚葬祭、休息をとる場合などに、日中一時的に施設で入浴、排せつ、食事の支援を行う。		身・知・精・児
○自動車運転免許取得・改造助成事業【任意】		

※ 対象者欄中の略語は次のとおりです。

身：身体障害者 精：精神障害者 知：知的障害者 児：障害児

※ 地域生活支援事業には、障害者総合支援法第77条第1項事業（町が実施しなければならない必須事業）と障害者総合支援法第77条第3項事業（任意の事業）があります。

2 地域生活支援事業の見込み量の設定と確保方策

第7期計画期間における地域生活支援事業の見込量は、次のとおりです。

図表 第7期計画の地域生活支援事業の見込量一覧

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【①相談支援事業】				
障害者相談支援事業	か所	2	3	4
基幹相談支援センター	有無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有
【②成年後見制度利用支援事業】				
成年後見制度利用支援事業	件	1	2	2
【③コミュニケーション支援事業】				
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	件	0	0	0
手話通訳者設置事業	人	0	0	0
【④日常生活用具給付事業】				
日常生活用具給付事業(計)	件	161	161	161
介護訓練支援用具	件	2	2	2
自立生活支援用具	件	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件	1	1	1
排泄管理支援用具	件	152	152	152
住宅改修費	件	1	1	1
【⑤移動支援事業】				
移動支援事業	人	12	12	12
	時間	495	495	495
【⑥地域活動支援センター】				
主たる事業所	か所	1	1	1
	人	16	16	16
従たる事業所	か所	1	1	1
	人	16	16	16
【⑦日中一時支援事業】				
日中一時支援事業	人	9	9	9
【⑧自動車運転免許取得・改造助成事業】				
自動車運転免許取得・改造助成事業	人	1	1	1

3 実施に関する考え方・見込み量確保の方策等

① 相談支援事業

本町では、総合ケアセンター南三陸の拠点性を活かしながら、関係機関や地域活動と一層の連携を図り、障害者の自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な援助を行っています。

今後は、利用しやすい実施方法の検討を行うほか、身近な困りごとをはじめ、様々な相談に対応する総合窓口として、困難ケースの相談、指導助言等を適正かつ円滑に実施するため、基幹相談支援センターの相談支援機能の強化を図ります。

また、南三陸町障害者自立支援協議会において地域課題を共有し、課題解決へ向けた検討を図るなど、相談支援と南三陸町障害者自立支援協議会との連携による支援体制の充実に努めます。

② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用促進計画に基づき、知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な方に対し、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう、成年後見の申立てに要する経費や後見人等の報酬費を助成し、成年後見制度の利用を支援します。

③ コミュニケーション支援事業

手話通訳者派遣、要約筆記奉仕員派遣については、引き続き協力機関から資格者の派遣を受けて実施し、今後も派遣依頼があった場合には、連携して対応し、意思疎通支援の充実を図ります。

また、聴覚障害者との交流や、本町の広報活動の支援者として期待されることから、手話奉仕員養成に向けて、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修の実施について検討します。

④ 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付等事業については、相談支援事業や広報などを通じて事業の周知を図るとともに、関係機関との連携のもとで、利用希望者一人ひとりの状況に合わせた適切な給付を実施します。

事業項目	事業内容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や障害児が訓練に用いるいす等
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害者の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、排せつ管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成

⑤ 移動支援事業

移動支援事業については、町内のサービス事業所（1か所）に委託して実施しており、引き続き、障害者や介助者の高齢化による外出や移動支援の必要性がさらに高まることが考えられるため、引き続きサービスの周知を図り、供給体制が不安定にならないよう、サービス提供事業所と連携しながら、障害者の社会参加を促進します。

⑥ 地域活動支援センター

障害者の日中の居場所づくりを促進し、障害特性やニーズの拡大に対応できるよう、本町では社会福祉法人に運営を委託し、「風の里」として総合ケアセンターで事業を実施しています。

今後もサービスの周知を図り、実施主体となる社会福祉法人と連携し、本人の障害特性にきめ細かい配慮をしながら丁寧な相談対応を行い、社会復帰に向けた支援を推進します。

⑦ 日中一時支援事業

自宅で入浴することが困難な常時寝たきりの身体障害者を訪問し、入浴できるよう支援する事業であり、今後もサービスの周知を図り、家族介護の負担軽減を図る事業として、利用者の要望に対応する事業実施に努めます。

⑧ 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許取得・改造助成事業は、障害者の社会参加を促進する事業です。

今後もサービスの周知を図り、利用者の要望に対応する事業実施に努めます。

第6章 第3期障害児福祉計画

第6章 第3期障害児福祉計画

第1節 障害児福祉計画について

市町村障害児福祉計画では、障害児通所支援等の提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくための目標及び見込量、見込量を確保するための方策を定めます。

なお、国の基本指針に基づき、新たな障害児福祉計画に盛り込む内容は、次のとおりです。

◎ 基本方針の見直し（主な事項）

① 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・地域におけるインクルージョンの推進
- ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

② 発達障害者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- ・強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
- ・地域におけるインクルージョンの推進
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

◎ 成果目標（令和8年度末の目標）

① 障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村または圏域に1か所以上
- ・各市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各市町村において医療的ケア児等支援の協議の場の設置（圏域での設置も可）
- ・各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保

資料：「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要をもとに作成

第2節 第3期計画における成果目標の設定

1 障害児支援の提供体制の充実

本町では、国の基本指針に基づき、次のとおり障害児支援の提供体制の充実を図ります。

(1) 児童発達支援センターの設置

令和8年度末までに、本町、または圏域内に児童発達支援センター1か所を設置することとなっています。

図表 児童発達支援センターの設置

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	<ul style="list-style-type: none">令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

(2) 障害児インクルージョン推進体制

令和8年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとなっています。

図表 障害児インクルージョン推進体制

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制構築	<ul style="list-style-type: none">令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること

(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス提供事業所については、町内事業所へ働きかけ、医療との連携を図りながら、事業所の確保及び事業継続を支援します。

図表 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	1か所	<ul style="list-style-type: none">令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス提供事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

(4) 医療的ケア児に対する協議の場の設置

令和8年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、協議の場を設置することとなっており、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

図表 医療的ケア児に対する協議の場の設置

項目	成果目標	備考
医療的ケア児に対する協議の場の設置	設置	<ul style="list-style-type: none">・医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう に、令和8年度末までに、県、各圏域、各市町 村において、保健、医療、障害福祉、保育、教 育等の関係機関等が連携を図るための協議の 場を設けること・市町村単独での設置が困難な場合には、県が 関与したうえでの、圏域での設置であっても 差し支えない

また、県や関係機関の行う研修への相談支援専門員の参加を支援し、医療的ケア児コーディネーターを養成するとともに、医療的ケア児を支援する地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを令和8年度末までに、1人配置します。

図表 (参考) 医療的ケア児を支援する体制構築

項目	成果目標	備考
医療的ケア児を支援する体制構築	1人	<ul style="list-style-type: none">・令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機 関等が連携を図るための協議の場を設ける とともに、医療的ケアの必要な子ども等に關 するコーディネーターを配置すること

第3節 障害児福祉サービスの見込み量及び確保の方策

第3期計画期間（令和6年度から令和8年度）のサービス見込み量の算定にあたっては、第2期障害児福祉計画期間（令和3年度から令和5年度）のサービス利用状況を踏まえて設定します。

1 障害児通所支援の見込み量

(1) 放課後等デイサービス

[サービス概要]

事業名	内容
放課後等 デイサービス	就学している障害を持つ子ども等に、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。

[第1期・第2期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、利用人数は減少がみられ、令和5年度は計画値を下回る推移となっています。
- 利用日数は、令和4年度に計画値を上回りましたが、令和5年度に大きく減少に転じています。

項目	単位	第1期			第2期		
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
放課後等 デイサービス	計画値	利用人数 (実人/月)	20	20	20	15	15
	実績		16	14	15	16	15
	計画値	利用日数 (延人日/月)	220	220	220	186	186
	実績		193	179	185	185	189
平均利用日数(日/人)		12.1	12.8	12.3	11.6	12.6	12.0

※実績値は各年度の月平均値

[第3期のサービス見込み量の設定]

項目	単位	第3期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等 デイサービス	利用人数(実人/月)	14	14	14
	利用日数(延人日/月)	168	168	168

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第6期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。
- 令和6年度から令和8年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」と令和3年度から令和5年度の「平均利用日数」(12日)を掛けて算定しました。

[見込み量確保の方策]

- 放課後等デイサービスについては、サービス提供事業所や関係機関と連携して、障害のある子どもの居場所づくりを推進し、必要な利用者に提供できるよう、サービス提供基盤を確保します。

(2) 児童発達支援

[サービス概要]

事 業 名	内 容
児童発達支援	障害を持つ子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	障害を持つ子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のほか、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障害を持つ子ども等に、児童発達支援センターなどから居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。

[第1期・第2期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、児童発達支援の利用状況は、利用人数は計画通りの推移がみられます、利用日数については減少がみられ、計画値を下回る推移となっています。
- 居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援ともに、計画期間において利用者がいない状態です。

項 目	単 位	第1期			第2期		
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
児童発達支援	計画値	1	1	1	1	1	3
	実 績	0	1	1	1	1	1
	計画値	5	5	5	12	12	12
	実 績	0	0.1	12	2	2	1
平均利用日数(日/人)		-	0.1	12.0	2.0	2.0	0.3
医療型児童発達支援	計画値	0	0	0	0	0	0
	実 績	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	0	0	0	0	0
	実 績	0	0	0	0	0	0
平均利用日数(日/人)		-	-	-	-	-	-
居宅訪問型児童発達支援	計画値	1	1	1	0	0	0
	実 績	0	0	0	0	0	0
	計画値	4	4	4	0	0	0
	実 績	0	0	0	0	0	0
平均利用日数(日/人)		-	-	-	-	-	-

※実績値は各年度の月平均値

[第3期のサービス見込み量の設定]



項目	単位	第3期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用人数（実人/月）	2	2	3
	利用日数（延人日/月）	2	2	3
医療型児童発達支援	利用人数（実人/月）	0	0	0
	利用日数（延人日/月）	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用人数（実人/月）	0	0	0
	利用日数（延人日/月）	0	0	0

[見込み量の設定]

(児童発達支援)

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第6期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。
- 令和6年度から令和8年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」と令和3年度から令和5年度の「平均利用日数」(1.0日)を掛けて算定しました。

(医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援)

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第5期・第6期ともに利用実績がなく、計画期間においても利用見込みがないものと見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 児童発達支援については、発達障害をはじめ、障害児の増加が見込まれるため、身近な地域で早い段階での切れ目のない支援、多様な支援につながるよう、保健活動をはじめ、府内関係部署と連携を図りながら、対象者の早期発見、サービス提供基盤の充実やサービス提供量の確保に努めます。
- 医療型発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、適正な運用が図られるよう、関係機関との連絡調整を図り、町内及び気仙沼圏域、近隣自治体との広域的な調整により、サービス基盤の確保を図ります。
- 児童発達支援の利用対象者の発掘、利用促進を図るとともに、県等と連携を図りながら、ペアレントメンターの育成やピアサポート活動の実施等、発達障害者等に対する支援の充実に努めます。

(3) 保育所等訪問支援

[サービス概要]

事業名	内容
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障害を持つ子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

[第1期・第2期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、利用人数は増加傾向にあり、計画値を上回る推移となっています。

項目	単位	第1期			第2期		
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
保育所等訪問支援	計画値	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	1	3
	計画値	利用日数 (延人日/月)	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	1	1
平均利用日数(日/人)		—	—	—	—	1.0	0.3

※実績値は各年度の月平均値

[第3期のサービス見込み量の設定]

項目	単位	第3期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	利用人数(実人/月)	3	3	3
	利用日数(延人日/月)	3	3	3

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、毎年3人として算定しました。
- 令和6年度から令和8年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」と令和3年度から令和5年度の「平均利用日数」(1.0日)を掛けて算定しました。

[見込み量確保の方策]

- 子育ての支援は障害の有無に関わらず、国・県・町の重要課題であり、地域で安心して育てられる環境づくりが必要と考えます。そのため、関係機関との連絡調整を図り、町内及び気仙沼圏域、近隣自治体との広域的な調整により、新規参入を含めサービス基盤の確保を図ります。
- 教育保育施設において多様な主体が関わり、円滑なサービス利用、重層的な支援が可能となるよう、サービスの周知を図るほか、障害児への重層的な支援体制について検討します。

2 障害児相談支援の見込み量

[サービス概要]

事業名	内容
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

[第1期・第2期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、利用人数は減少がみられ、計画値を下回る推移となっています。

項目	単位	第1期			第2期		
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
障害児相談支援	計画値	20	20	20	18	18	18
	実績	16	16	16	17	16	16

※実績値は各年度の月平均値

[第3期のサービス見込み量の設定]



項目	単位	第3期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用人数（実人/月）	17	17	17

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第6期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。

[見込み量確保の方策]

- 計画相談支援については、障害児に適正なサービス利用計画が作成されるよう、必要な相談員数の確保に努めます。
- 子どもの成長・発達段階に応じて、必要な支援につながるよう、様々な機会を通じて対象となる子育て家庭と相談支援事業所が関わる機会を創出し、サービスの周知を図ることで、早期支援につなげます。

第7章 計画の推進

第7章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 円滑なサービス提供体制の確立

(1) 住民や関係団体等と行政との連携

これまで、障害者の自立や利用者本位によるサービス提供、家族への支援など、相談支援事業所はもとより、障害者団体など関係機関と連携し障害者の支援へつなげてきました。しかし、相談に来られない場合や虐待など、把握が困難で支援が必要なケースも考えられ、引き続き、きめ細かなサービス提供や情報提供につなげていく必要があります。

また、障害者の地域生活を支援するためには、地域の方々の理解、協力が必要不可欠であるため、社会福祉協議会等とも連携を図り、障害者への支援や理解を深めます。

(2) 地域との連携による共生社会の実現

障害のある人の地域生活を支援するためには、地域の方々の理解、協力が必要不可欠であるため、社会福祉協議会等とも連携を図るとともに、広報・啓発活動や福祉・人権教育の充実によって、ノーマライゼーションの理念を周知し、すべての住民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に支え合う共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

また、地域での困りごとの把握や災害時に自力で避難することが困難な障害のある人への支援体制を充実していくために、社会福祉協議会、消防署、警察、民生委員、自治会等との連携をさらに深めます。

(3) 南三陸町障害者自立支援協議会

南三陸町障害者自立支援協議会では、個別支援会議等の中で明らかにされた地域課題や、今後の南三陸町を見据える中で取り組みが求められることなどについて必要な情報の提供や共有を行っています。主に、相談支援事業所や、地域関係機関によるネットワークの構築、障害者等に関する施策の推進等について検討しています。特に、相談支援体制を中心として重要な役割を果たすことが期待されています。

今後も、協議会を中心として、ライフサイクルを通じた障害福祉サービスの利用援助や障害者本人による相互援助、権利擁護のための必要な援助等を提供する体制の充実を図るために、官民協働で障害者の地域生活を支える切れ目のない支援ネットワークを構築できるよう、さらなる幅広い分野からの参加を確保し、協議会の活性化を図るとともに、障害福祉計画、障害児福祉計画の目標達成状況や障害福祉サービスの提供状況を確認し、供給量の確保及び質の向上のための検討を行います。

(4) 庁内連携体制の強化

本計画の担当課を中心に関係各課と連携し、本計画の着実な推進を図ります。

本計画の取り組み状況と成果を定期的に確認し、目標達成に向けた効果的な取り組みを実施します。

(5) 当事者団体、関係機関、関係団体などの主体性発揮

障害者自身の自立活動や、障害者の地域生活を支える関係機関やボランティア団体などが主体的に活動できるよう、本町と各団体などとの連携強化を図り、相互に協力しながら、計画の着実な推進を図ります。

(6) 計画の周知と啓発

本計画の内容や進捗状況について、広報やホームページ、各団体などを通じて周知を図ります。

また、障害者自身を含む町民一人ひとりが福祉の担い手であることの意識啓発を行い、地域ぐるみの支え合いを推進します。

2 切れ目のない支援体制の構築

(1) 障害者・介助者の高齢化に伴う重層的支援体制の整備

今後の高齢化の進展につれ、障害者も高齢化が進んでおり、世帯において様々な課題が複合化、複雑化することも考えられ、障害福祉施策においても町全体で「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的、重層的な支援体制の構築に取り組み、切れ目ない支援の実現を目指します。

また、高齢期を迎えた障害者は、介護保険が適用となることから、障害福祉サービスから介護保険サービスへの切替えが必要となります。

そのため、家族の状況等を踏まえながら、重層的支援体制のもと、障害福祉施策及び障害福祉サービスと高齢者福祉や介護保険との制度の整合、サービスの連続性の確保に向けた支援のあり方について検討します。

(2) サービス提供事業所と連携したサービスの質・量の確保

サービス提供に関しては、障害者やその家族の状況を踏まえ、サービスの質の向上と安定した供給に向けて、サービスの担い手となるサービス提供事業所と連携し、必要なニーズの把握とともに、必要なサービス提供等に対応した供給体制を確保します。

第2節 計画の進行管理

1 点検及び評価体制

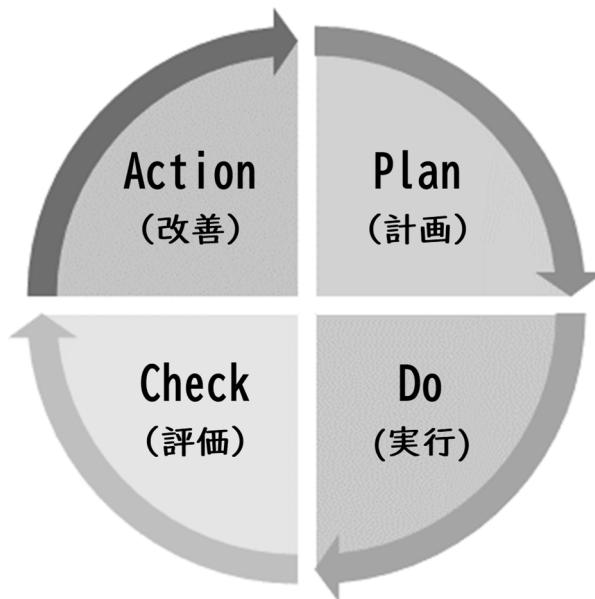
(1) PDCAサイクルによる評価と見直し

計画自体をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

そのため、「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「評価(Check)」、「改善(Action)」の「PDCAサイクル」により、進捗状況を確認、評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

また、南三陸町障害者自立支援協議会や関連機関に隨時意見を聞きながら、本計画の実施状況等の点検や計画自体の問題点の把握などを行います。

図表 PDCAサイクルイメージ



(2) 成果目標と活動指標について

① 成果目標

成果目標に関しては、障害福祉計画及び障害児福祉計画における国の基本指針を踏まえ、「第7期計画における成果目標の設定」、及び「第3期計画における成果目標の設定」に掲げる目標値を成果目標とし、サービス体系の整備を行います。

② 活動指標

活動指標は、成果目標等を達成するためにサービスの必要量の見込を評価の指標として設定するもので、その確保状況の進捗を成果目標とともに、定期的に障害福祉サービス必要量の見込と実績との差を分析、評価していきます。

資料編

資料編

資料1 策定経過

(策定期間：令和5年1月～令和6年3月)

開催日時	内 容	備 考
令和5年 1月	アンケート調査	○回収票数：325票(40.6%)
令和5年 6月27日	第1回 南三陸町障害者 自立支援協議会	○委嘱状交付 ○会長・副会長の選出 ○協議事項 ・令和5年度障害福祉施策について ・障害者家族の相談・交流会の開催について
令和5年 8月24日	第1回 南三陸町保健福祉 総合審議会	○委嘱状交付 ○会長・副会長の選出 ○報告事項 ・第3期地域福祉計画、第4期障害者 計画、第7期障害福祉計画及び第3 期障害児福祉計画について ・高齢者福祉計画及び第9期介護保険 事業計画について
令和5年10月31日	第2回 南三陸町障害者 自立支援協議会	○協議事項 ・第4期障害者計画・第7期障害福祉 計画・第3期障害児福祉計画骨子概 要について ・令和5年度障害関連事業の中間報告 について
令和5年11月17日	第2回 南三陸町保健福祉 総合審議会	○審議事項 ・令和5年度保健福祉事業について ・第3期地域福祉計画について ・第4期障害者計画・第7期障害福祉 計画及び第3期障害児福祉計画につ いて ・高齢者福祉計画及び第9期介護保険 事業計画について
令和5年11月29日～ 12月 6日	住民懇談会	○入谷地区 : 11月29日 入谷公民館 31人 ○戸倉地区 : 11月30日 戸倉公民館 21人 ○歌津地区 : 12月5日 歌津総合支所 29人 ○志津川地区 : 12月6日 志津川公民館 26人

開催日時	内 容	備 考
令和5年12月19日	第3回 南三陸町障害者 自立支援協議会	○協議事項 ・第4期障害者計画・第7期障害福祉 計画・第3期障害児福祉計画骨子概 要について
令和6年 1月23日	第3回 南三陸町保健福祉 総合審議会	○審議事項 ・第3期地域福祉計画について ・第4期障害者計画・第7期障害福祉 計画及び第3期障害児福祉計画につ いて ・高齢者福祉計画及び第9期介護保険 事業計画について
令和6年 1月29日～ 2月 9日	パブリックコメント	○意見：なし
令和6年 2月20日	第4回 南三陸町障害者 自立支援協議会	○協議事項 ・第4期障害者計画・第7期障害福祉 計画・第3期障害児福祉計画案につ いて ・令和5年度障害関連事業の実施状況 について ・令和6年度障害関連事業の主要施策 について
令和6年 2月28日	第4回 南三陸町保健福祉 総合審議会	○審議事項 ・令和5年度保健福祉事業（実施状況） について ・令和6年度保健福祉主要施策について ・第3期地域福祉計画(案)について ・第4期障害者計画・第7期障害福祉 計画及び第3期障害児福祉計画(案) について ・高齢者福祉計画及び第9期介護保険 事業計画(案)について

資料2 策定協議組織

1 南三陸町保健福祉総合審議会

南三陸町保健福祉総合審議会設置条例

平成17年10月1日
条例第93号

(設置)

第1条 町民の健康づくり及び福祉の充実に関する事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町長の附属機関として南三陸町保健福祉総合審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 保健福祉に係る諸計画及び介護保険事業計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 保健福祉に関する施策及び事業の評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関及び団体の役職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を審議させる必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

南三陸町保健福祉総合審議会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	職位等	区分		備考
1	佐 藤 隆 史	宮城県気仙沼保健福祉事務所副所長兼地域保健福祉部長	第2号委員	外部識者	新任
2	西 澤 匡 史	南三陸病院医師	第1号委員	医師	再任
3	小野寺 勉	歯科医師	第1号委員	歯科医師	再任
4	小 坂 克 己	薬剤師	第1号委員	薬剤師	再任
5	高 橋 有	南三陸町立小・中学校長会会長	第2号委員	学校関係者	新任
6	佐 藤 和 子	栄養士	第1号委員	学識経験者	再任
7	沼 倉 善 子	民生委員児童委員協議会会長	第2号委員	団体代表	新任
8	山 内 敏 裕	行政区長連絡協議会	第2号委員	行政区長	再任
9	千 葉 みよ子	愛の手をつなぐ親の会会长 (障害者福祉関係者)	第2号委員	団体代表 障害者家族	再任
10	鈴 木 清 美	おもちゃ図書館代表	第2号委員	障害者家族 福祉事業者	再任
11	星 雅 也	社会福祉法人 旭浦会 特養老人ホーム 慈恵園園長	第2号委員	福祉事業者	再任
12	佐 藤 德 憲	社会福祉法人社会福祉協議会会长	第2号委員	福祉事業者	再任
13	後 藤 せい子	保健福祉推進員	第3号委員	行政協力員	再任

(任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日(2年間))

2 南三陸町障害者自立支援協議会

南三陸町障害者自立支援協議会設置要綱

平成18年9月29日

告示第129号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、共生する社会の実現に向けて、障害のある人とその家族が、地域の中で安心して暮らしていくよう、地域における自立支援について協議するとともに、関係機関との連携により障害のある人への支援環境を充実させるため、南三陸町障害者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 自立支援協議会が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援事業の運営計画、実績等に関する協議及び評価に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善
- (5) 障害者計画の策定及び進捗状況の評価に関すること。
- (6) 虐待を防止するための関係機関との連携強化に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。

(組織)

第3条 自立支援協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び団体の役職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者

(役員)

第4条 自立支援協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、審議会の会長及び副会長をもって充てる。

3 会長は、自立支援協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 自立支援協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会長は、自立支援協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 自立支援協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する協議事項について必要な資料の収集、調査及び研究を行うため、自立支援協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する者で組織する。
- 3 専門部会の部会長は、部会員の互選によって定める。
- 4 専門部会は、部会長が招集し、開催する。
- 5 専門部会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 自立支援協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、会長が自立支援協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第24号）

この告示は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第22号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

南三陸町障害者自立支援協議会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	職位等	区分		備考
1	佐 藤 徹	医療法人社団新生会 佐藤徹内科クリニック院長	第1号委員	医師	
2	佐 藤 隆 史	宮城県気仙沼保健福祉事務所 (副所長兼地域保健福祉部長)	第2号委員	外部識者	
3	高 橋 有	南三陸町立小・中学校長会会长 (志津川中学校校長)	第2号委員	学校関係者	
4	千 葉 みよ子	愛の手をつなぐ親の会会长 (障害者福祉関係者)	第2号委員	団体代表 障害者家族	
5	鈴 木 清 美	おもちゃ図書館代表 保健福祉総合審議会委員	第2号委員	福祉事業者 障害者家族	
6	三 浦 真 悅	社会福祉法人南三陸町社会福祉 協議会事務局長	第2号委員	福祉事業者	
7	尾 形 透	社会福祉法人洗心会 のぞみ福祉作業所所長	第2号委員	福祉事業者	
8	太 斎 京 子	NPO 法人奏海の杜理事長	第2号委員	福祉事業者	
9	皆 川 純 悅	エヌティファシリティーズ(株) 大船渡営業所所長	第2号委員	障害者雇用 企業	
10	森 伸 也	社会福祉法人洗心会 南三陸相談支援センター所長	第2号委員	福祉事業者	
11	山 内 敏 裕	南三陸町行政区長連絡協議会 会長	第3号委員	行政区長	
12	沼 倉 善 子	南三陸町民生委員児童委員協議会 会長(主任児童委員)	第3号委員	民生委員	

(任期: 令和5年4月1日から令和7年3月31日(2年間))

資料3 用語解説

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

あ行

●医療的ケア児

病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていくうえで必要な医療的援助を必要とする子どものことです。

●インクルーシブ・インクルージョン

「包摂的な」「包括的な」「すべてを包み込む」を意味する言葉で、あらゆる人が排除されないことを意味します。

か行

●共生社会

障害者をはじめ、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった人々が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

そのために、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会の形成を目指すものです。

●協働

異なる主体が何らかの目標を共有し、共に力を合わせ活動すること。本計画では、住民と行政が対等な立場で目的を共有しながら、連携・協力して地域の公共的な課題の解決に取り組むパートナーシップのあり方を表現する概念として用いています。

●ケアマネジメント

障害者一人ひとりの心身の状態、サービスの利用意向、家族の状況等を踏まえ、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと地域に存在するサービスや地域資源を適切に結びつけて調整を図り、計画的に利用されるようにする仕組みのこと。

●高次脳機能障害

交通事故や脳血管疾患などにより脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などの知的な機能に障害を抱え生活に支障を来すことを指します。

高次脳機能障害は、精神・心理面での障害が中心となるため、外見上は障害が目立たず、誤解を受けやすいため、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、社会の中で孤立してしまったり、社会復帰が困難な状況におかれることもあります。

●合理的配慮

障害の有無に関わらず、平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)により、行政機関や事業者には、障害者に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められるようになりました。

さ行

●市町村障害者計画

障害者基本法第9条に基づき、市町村が策定する計画で、障害者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるものです。

●市町村障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20の規定に基づき、市町村が策定する計画で、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、策定する計画。

●市町村障害福祉計画

障害者総合支援法第88条の規定に基づき、市町村の実情を勘案して作成されなければならないとされているもので、障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画。

●児童発達支援センター

地域の障害を持つ子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

●自閉症

社会性や他者とのコミュニケーション能力に困難が生じる発達障害の一つ。

現在では、何らかの要因で脳に障害が起こったものとみなされており、知的障害を伴う場合、伴わない場合があります。(知的障害を伴わない場合を特に高機能自閉症と呼びます。)

●手段的日常生活動作 (IADL)

電話の使い方、買い物、家事、移動、外出、服薬の管理、金銭の管理など、日常生活動作ではどうえられない高次の生活機能の水準を測定するもの。

●手話通訳者

音声言語・手話間、または異なる手話間を変換して通訳すること。

●障害者基本法

障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

●障害者虐待防止法

障害者に対する虐待は「障害者の尊厳を害する」行為と位置付け、虐待の早期発見、防止を目的とした法律。主な内容は、障害者虐待を定義（1 養護者、2 障害者福祉施設従事者等、3 使用者による障害者虐待）するとともに、障害者の虐待禁止規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定をおき、障害者虐待防止等にかかる具体的なスキーム（仕組み）や虐待を発見した際の市町村や都道府県に通報する義務を定めています。

●障害者自立支援協議会

障害者の地域生活を支援するために、多様な相談に対応し、保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図る組織。本町では南三陸町障害者自立支援協議会を設置しています。

障害者自立支援協議会の主な役割としては、障害福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必要とする障害のある人一人ひとりの具体的な支援策を検討する等、課題の解決や保健等サービス提供機関に対するサービス提供の調整を図ります。

●障害者総合支援法

障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害者（児）が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成25年4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法第15条に基づき交付される手帳であり、身体障害の程度によって、1級から6級までに区分されます。

●生活の質（QOL）

障害福祉における「生活の質」としては、日常生活動作の向上にとどまらず、文化活動や社会参加等を含め、社会生活の質的向上を含めた意味で用いられます。

●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき交付される手帳であり、精神障害の程度によって1級から3級までに区分されます。

●精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域の基盤を整えるものです。

●成年後見制度

知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方が、様々な手続きや契約を行うときに、法律面や生活面の支援を行い、本人の権利や財産を守るために制度。

制度には家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ任意後見の2つの制度があります。

た行

●地域資源

特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能なものととらえる人やもの等の総称。ここでは障害福祉を推進していくうえで、活用可能な地域に存在する人や事業所、団体等の取り組みなどをいいます。

●特別支援学級

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障害による学習上、または生活上の困難を克服するための教育を行う学級のこと。「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月施行）」により、「特別支援学級」となりました。

●特別支援学校

障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月施行）」により、学校種が「特別支援学校」となりました。

な行

●難病等

難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものです。

このうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病といいます。

●日常生活自立支援事業（まもりーぶ）

判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障害者、精神障害など）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理などを行う制度。

●ネットワーク

網の目のようにつくった組織、系列、つながりそのものを意味します。

社会福祉及び社会援助活動の領域では、人間関係、活動団体のつながりや相互連携の意味で多く用いられます。

●ノーマライゼーション

高齢者や障害者など、ハンディキャップを持っていても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す考え方です。等生化社会ともいいます。

は行

●発達障害

人間の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が障害された状態。発達障害支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害などを発達障害として挙げています。

●バリアフリー

社会生活や社会参加をしていくうえで障壁（バリア）となるものを取り除くこと。近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられています。

●避難行動要支援者

障害者等の防災施策において配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。災害対策基本法の一部改正（平成25年6月）により、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられています。

●福祉的就労

障害者の就労形態の一つ。一般就労（企業的就労）が困難な障害者のために、各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら、作業を行う等、福祉的な観点に配慮された環境での就労のこと。

●ヘルプカード

障害者の緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたカードで、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのもの。

特に聴覚障害者や内部障害者、知的障害者など、一見、障害者とはわからない方が周囲に支援を求める際に有効です。

ま行

●モニタリング

ケアマネジメントの一過程。サービス利用計画に照らして状況把握を行い、決められたサービスや支援が約束どおり提供されているかどうか、事業所の活動と利用者の生活を見守ること。

や行

●ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

ら行

●ライフステージ

人の一生における加齢に伴う変化を表すそれぞれの段階のことで、成長段階（幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期）や節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）等によって区分されます。

●療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害児やその家族、障害に関し心配のある方などを対象として、障害の早期発見・早期治療、訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

●療育手帳

知的障害者福祉法により知的障害と判定された方に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付されます。

●レスパイト

介護から離れられずにいる家族（主に母親）を、一時的に、一定の期間、障害児（者）の介護から開放することによって、日頃の心身の疲れを回復させ、ほっと一息つけるようにする援助のこと。

第4期 南三陸町障害者計画
第7期 南三陸町障害福祉計画
第3期 南三陸町障害児福祉計画

発 行：令和6年3月
編集・発行：南三陸町 保健福祉課

〒986-0725 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田14番地3
電 話：0226-46-2601
F A X：0226-46-4587
町ホームページ：<https://www.town.minamisanriku.miyagi.jp>

